

愛称

妖精物語[®]



【ゴールドマン・サックス毎月分配債券ファンド】

追加型投信 / 海外 / 債券

投資信託説明書(目論見書)

2009.3

本書は金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。
課税上は株式投資信託として取扱われます。

(注)「妖精物語」はゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社の登録商標です。

設定・運用は



創造的な資産運用。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント

この冊子の前半部分はゴールドマン・サックス毎月分配債券ファンドの「投資信託説明書(交付目論見書)」、後半部分は「請求目論見書」です。

本書は、これらを「投資信託説明書(目論見書)」として一冊にまとめております。

ゴールドマン・サックス毎月分配債券ファンド

(愛称：妖精物語)

追加型投信 / 海外 / 債券

投資信託説明書(交付目論見書)

2009.3

本書は金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。
課税上は株式投資信託として取扱われます。

(注)「妖精物語」はゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社の登録商標です。

設定・運用は

創造的な資産運用。



ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント

1. この目論見書により行うゴールドマン・サックス毎月分配債券ファンド(以下「本ファンド」といいます。)の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により、有価証券届出書を平成20年9月12日に関東財務局長に提出しており、平成20年9月13日にその届出の効力が生じております。
2. 金融商品取引法第13条第2項第2号に定める事項に関する内容を記載した目論見書は、販売会社に対して投資者の請求があった場合に交付されます。請求を行った投資者は、当該請求を行った旨を記録しておくことをおすすめします。
3. 本ファンドは債券など値動きのある証券(外国証券には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金が保証されているものではありません。

投資信託は預金保険または保険契約者保護機構の対象ではありません。
投資信託は金融機関の預金と異なり、元本および利息の保証はありません。
投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客様が負うことになります。
銀行等の登録金融機関でご購入いただく投資信託は投資者保護基金の支払対象ではありません。

【金融商品の販売等に関する法律に係る重要事項】

本ファンドは、主に外貨建債券を投資対象としますので、金利変動等による組入債券の価格の下落や、組入債券の発行体の倒産や財務状況の悪化等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、為替の変動により損失を被ることがあります。

- (注1) 本書においてゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社を「委託会社」または「当社」ということがあります。また、委託会社の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関を「販売会社」といいます。
- (注2) 本書において投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法第198号。その後の改正を含みます。)を「投資信託法」ということがあります。また、社債、株式等の振替に関する法律を「社振法」ということがあります。
- (注3) 本書において文中および表中の数字は四捨五入された数値として表示されている場合があり、したがって合計として表示された数字はかかる数値の総和と必ずしも一致するとは限りません。
- (注4) 本書においてゴールドマン・サックス毎月分配債券ファンドを「本ファンド」といいます。また、本ファンドおよび「ゴールドマン・サックス・グローバル・アグリゲート(除く日本)マザーファンド」(以下「マザーファンド」といいます。)を総称して「妖精物語」ということがあります。なお、文脈上別に解すべき場合を除き、「本ファンド」にマザーファンドも含むことがあります。

下記の事項は、この投資信託(以下「本ファンド」といいます。)をお申込みされるご投資家の皆さまにあらかじめ、ご確認いただきたい重要な事項としてお知らせするものです。

お申込みの際には、下記の事項および投資信託説明書(交付目論見書)の内容を十分にお読みください。

記

本ファンドのリスクについて

本ファンドは、主に外国の債券を実質的な投資対象としますので、金利変動等による組入債券の価格の下落や、組入債券の発行体の倒産や財務状況の悪化等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、為替の変動により損失を被ることがあります。

したがって、ご投資家の皆さまの投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。

本ファンドの基準価額の変動要因としては、主に「為替リスク」や「債券の価格変動リスク」および「債券の信用リスク」などがあります。

詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)の「リスクについて知りたい」をご覧ください。

本ファンドの手数料等について

申込手数料

お申込み日の翌営業日の基準価額に1.575%(税込)を上限として販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

詳しくは販売会社もしくは申込手数料を記載した書面にてご確認ください。

換金手数料

本ファンドには換金手数料はありません。

信託報酬

本ファンドの純資産総額に年1.1025%(税込)の率を乗じて得た額とします。

信託財産留保額

本ファンドには信託財産留保額はありません。

信託事務の諸費用

監査費用、印刷費用など信託事務の諸費用が信託財産の純資産総額の年率0.05%相当額を上限として定率で本ファンドより差引かれます。

その他の費用

- ・有価証券売買時の売買委託手数料
- ・資産を外国で保管する場合の費用 等

上記その他の費用は、ファンドより実費として間接的にご負担いただきますが、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

上記の手数料等の合計額については、ご投資家の皆さまがファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)の「ファンドの費用 / 税金について知りたい」をご覧ください。

ご利用の手引き

<p>ファンドの概要 について知りたい</p>	<p>ファンド概要 2 商品分類 4</p>
<p>ファンドの特徴 について知りたい</p>	<p>ファンドのポイント、ファンドの投資対象 5 外国債券投資の魅力 6 高格付け債券への投資 7 ファンドの分配金 8</p>
<p>購入後のファンド 情報を得るには</p>	<p>基準価額の入手方法 9 運用報告書 9 その他のディスクロージャー資料 9</p>
<p>リスク について知りたい</p>	<p>値動きの主な要因 10 その他のリスク、留意点 11</p>
<p>ファンドの運用 について知りたい</p>	<p>ファンドの関係法人、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント(GSAM)とは ... 13 ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社の概況 14 運用体制およびリスク管理体制 15 運用プロセス 15 運用戦略 16</p>
<p>買付 について知りたい</p>	<p>お買付のお申込み、お買付の価額 18 お買付の単位、お買付の流れ 18</p>
<p>換金 について知りたい</p>	<p>ご換金のお申込み、ご換金の価額 19 ご換金の単位、ご換金の流れ、ご注意点 19</p>
<p>ファンドの 費用 / 税金 について知りたい</p>	<p>お買付時・投資期間中の費用 20 ご換金時・収益分配金受取時等にかかる税金 20 その他の費用について 21 個別元本について、分配金の課税について 21 換金時および償還時の課税について 22</p>
<p>その他</p>	<p>ファンドの仕組み、信託の終了・約款の変更等 23 その他の契約の変更について、受益者の権利等 24 内国投資信託受益証券事務の概要、投資制限 25 その他の情報について、「請求目論見書」の項目 26 ファンドの海外休業日 27 用語集 28</p>
	<p>財務諸表等 信託約款</p>

目次

概要

特徴

ファンド情報

リスク

運用

買付


換金

費用・税金

その他

ファンドの概要について知りたい

ファンド概要

項目	内容	
ファンド名	ゴールドマン・サックス毎月分配債券ファンド(愛称「妖精物語」)	
商品分類	追加型投信 / 海外 / 債券 自動けいぞく投資可能	
ファンドのねらい	安定した収益の確保と信託財産の着実な成長を目指して運用を行います。	
主な投資対象	ゴールドマン・サックス・グローバル・アグリゲート(除く日本)マザーファンドを通じて、日本を除く世界各国の国債、政府関係機関債、社債、モーゲージ証券、アセットバック証券等に投資します。	
信託期間	原則として無期限(設定日:2002年6月28日)	詳しくは...
ファンドの特徴	<p>パークレイズ・キャピタル・グローバル・アグリゲート・インデックス* (除く日本、円ベース)をベンチマークとして、日本を除く世界各国の国債、政府関係機関債、社債、モーゲージ証券、アセットバック証券等に投資します。</p> <p>*リーマン・ブラザーズ・グローバル・アグリゲート・インデックスは、2008年11月3日付でパークレイズ・キャピタル・グローバル・アグリゲート・インデックスに名称が変更されました。(以下同じ。)</p>	 P5~7
値動きの主な要因 (投資リスク)	為替リスク 債券の価格変動リスク 債券の信用リスク	P10
決算日	<p>毎月15日(ただし、休業日の場合は翌営業日)</p> <p>原則として、毎月の決算時に収益の分配を行います。分配金額は、委託会社が基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。</p> <p>運用状況によっては、分配金の金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。</p>	P8
委託会社 (運用会社)	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社	P13、14
受託銀行 (信託銀行)	みずほ信託銀行株式会社	P13
販売会社 (申込取扱場所)	販売会社については右記のページ記載の照会先でご確認ください。	P9

ファンドの概要について知りたい

詳しくは...



概要

項目	内容	
お買付・ご換金	「ロンドンまたはニューヨークの休業日」を除く毎営業日	P18、19
受付締切時間	「ロンドンまたはニューヨークの休業日」を除く毎営業日の午後3時(国内の金融商品取引所の半休日は午前11時)まで受付けます。 (注) 販売会社によっては午後3時(国内の金融商品取引所の半休日は午前11時)より前に受付を締め切る場合がありますので、販売会社にご確認ください。	P18、19
お買付価額	お買付申込日の翌営業日の基準価額	P18
お買付単位	a. 一般コース : 1円以上1円単位または1口以上1口単位 (または販売会社が別途定める単位) b. 自動けいぞくコース : 1円以上1円単位 (または販売会社が別途定める単位) (a.またはb.のいずれかをお選びください。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみのお取扱となる場合があります。なお、一度お選びいただいたコースは途中で変更できません。)	P18
お申込手数料	1.575%(税込)を上限として、販売会社が定める料率	P20
ご換金価額	ご換金申込日の翌営業日の基準価額	P19
信託財産留保額 (換金時の費用)	なし	-
ご換金単位	1口単位 (注)販売会社によっては換金単位が異なる場合があります。	P19
ご換金代金のお支払い	原則として、ご換金申込日から起算して5営業日目から、お申込みの販売会社を通じてお支払いいたします。	P19
信託報酬 (運用中の費用)	純資産総額に対して年率1.1025%(税込) 上記信託報酬のほか、監査費用、印刷費用など信託事務の諸費用が信託財産の純資産総額の年率0.05%相当額を上限として定率で本ファンドより差引かれます。	P20
税金等	「ファンドの費用/税金について知りたい」をご覧ください。	P20

ファンドの概要について知りたい

商品分類

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
単 位 型 追 加 型	国 内 海 外 内 外	株 式 債 券 不 動 産 投 信 そ の 他 資 産 () 資 産 複 合	M M F M R F E T F	インデックス型 特 殊 型 ()

(注)本ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

追 加 型...一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

海 外...投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

債 券...投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象 インデックス	特殊型
株式 一般 大型株 中小型株	年1回 年2回 年4回	グローバル (日本を除く) 日本	ファミリー ファンド ファンド・ オブ・ ファンズ	あり () なし	日経225 TOPIX その他 ()	ブル・ベア型 条件付運用型 ロング・ショート型 絶対収益追求型 その他 ()
債券 一般 公債 社債 その他債券	年6回 (隔月) 年12回 (毎月)	北米 欧州 アジア				
クレジット属性 ()	日々	オセアニア				
不動産投信	その他 ()	中南米 アフリカ				
その他資産 (投資信託証券(債券))		中近東 (中東)				
資産複合 ()		エマージング				
資産配分固定型 資産配分変更型						

(注)本ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

その他資産(投資信託証券(債券))...目論見書または投資信託約款において、投資信託証券への投資を通じて実質的に債券を投資収益の主たる源泉とする旨の記載があるものをいいます。

年12回(毎月)...目論見書または投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいいます。

グローバル(日本を除く)...目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産(日本を除く)を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

ファミリーファンド...目論見書または投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいいます。

為替ヘッジなし...目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものをいいます。

商品分類および属性区分の定義に関しましては、社団法人 投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp>)に掲載されておりますので、ご覧ください。

ファンドの特徴について知りたい

ファンドのポイント

「海外の好金利」

主として、日本を除く世界各国の債券に分散投資し、高水準の利息等収益の獲得を目指します。

「高格付け」

ポートフォリオの平均格付けは、原則としてダブルA格(ダブルAマイナス格も含まれます。)相当以上を維持することを目指し、信用リスクの低減を図ります。

「為替リスク」

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行わないため、基準価額は為替相場変動の影響を直接受けます。

「毎月分配」

組入れ債券の利息等収益を中心に、原則として毎月分配を行うことを目指します。

本ファンドはファミリーファンド方式で運用を行います。

(ファミリーファンド方式については、「その他 / ファンドの仕組み」をご覧ください。)

市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針に従った運用ができない場合があります。運用状況によっては、分配金の金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

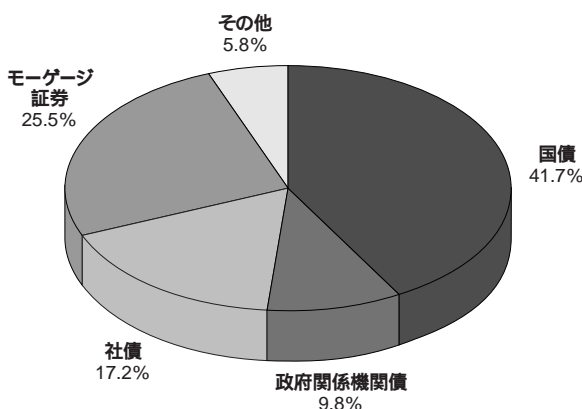
特
徴

ファンドの投資対象

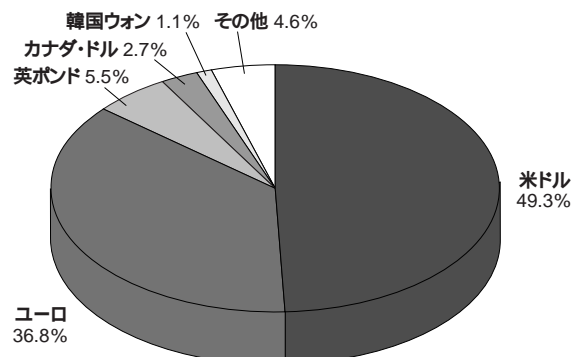
本ファンドは、主として、日本を除く世界各国の国債、政府関係機関債、社債、モーゲージ証券およびアセットバック証券等に幅広く分散投資します。

本ファンドは、パークレイズ・キャピタル・グローバル・アグリゲート・インデックス(除く日本、円ベース)をベンチマーク*とし、長期的にベンチマークを上回る投資成果を目指します。同インデックスは、世界の投資適格債券市場を広範にカバーする代表的な指数の一つです。

【ベンチマークのセクター構成】



【ベンチマークの通貨構成】



出所：パークレイズ・キャピタル、2008年12月末現在

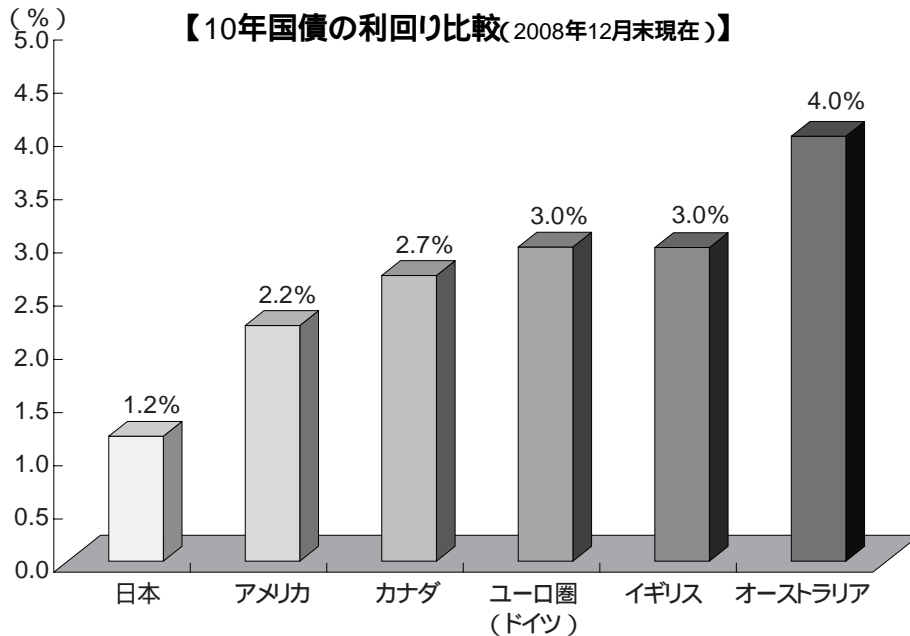
*ベンチマークとは、運用において投資収益目標を設定する際に基準とする指標です。また、投資家がファンドの運用対象や資産の基本配分比率を確認する際の目安となります。

ファンドの特徴について知りたい

外国債券投資の魅力

海外の債券市場に投資することで、海外の好金利を享受することを目指します。

特
徴



出所：ブルームバーグ
上記は過去の実績であり、将来の成果を保証するものではありません。

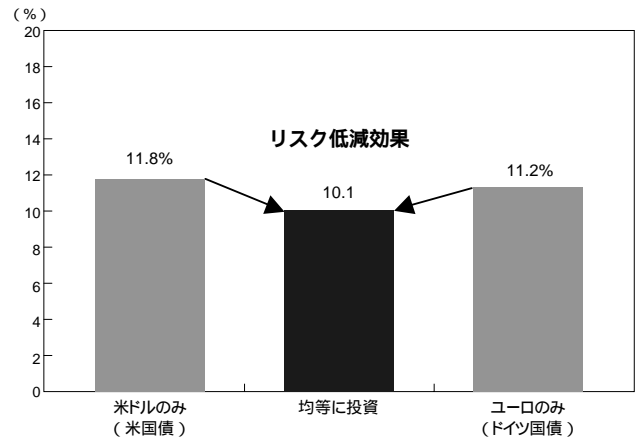
また、外貨建資産への投資には為替リスクが伴いますが、複数の通貨を投資対象とすることで、一通貨のみに投資した場合に比べ、通貨分散効果によるリスクの低減、リターン安定化を追求できます。

【過去の為替相場の推移】



出所：ブルームバーグ
期間：1992年1月～2008年12月

【通貨分散によるリスク低減効果】



上図は単純に米ドルとユーロに50%ずつ分散投資した例ですが、複数の通貨への分散投資は、1通貨のみに投資した場合と比べ、リスク低減効果が期待できると考えられます。
リスクとして、月次収益率の標準偏差を年率化したものを使用。
出所：ブルームバーグ、期間：1984年12月～2008年12月

データは米国債(シティグループ米国国債インデックス(円ベース))、ドイツ国債(シティグループドイツ国債インデックス(円ベース))。上記はあくまでインデックスの動きであり、本ファンドの実績ではありません。また、本ファンドのベンチマークでもありません。上記は過去の実績であり、将来の成果を保証するものではありません。インデックスには直接投資することはできず、取引コストや流動性等の市場要因なども考慮されておりませんので、実際の取引結果とは異なります。上記はあくまで例示をもって理解を深めるためのものであり、本ファンドの運用成果を予測または保証するものではありません。

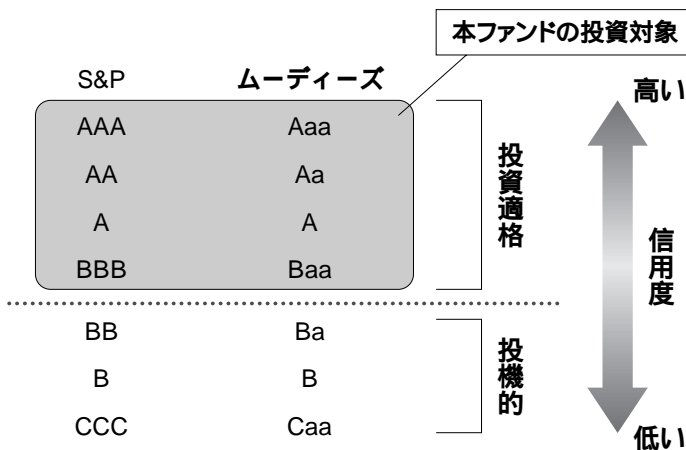
ファンドの特徴について知りたい

高格付け債券への投資

投資対象となる債券の格付けは、組入れ時においてトリプルB格(トリプルBマイナス格も含まれます。)相当以上の銘柄とします。

また、格付けを取得していない債券に関しては、委託会社または投資顧問会社が前記格付け相当以上であると判断した場合には、投資することができるものとします。

投資対象とする債券の信用格付けの位置付け



債務不履行の可能性を第三者が評価したものが格付けです。債券を購入するにあたって、債券を発行した企業等がきちんと元本と利息を支払えるかを知る上で重要な情報の一つといえます。

格付けは英字の記号で表されます。左図の例では、トリプルAが最も信用度が高い、つまり債務不履行が生じる可能性が最も低いことを表しています。

特徴

主な投資対象債券の特徴

**国債
政府関係機関債**

元利金の支払いが国や政府関係機関によって保証された債券
流動性は非常に高く、一般的に信用リスクは他の債券に比べて低い
利回り面での魅力は、社債等の他のセクターに比べて劣る

社債

企業が元利金の支払いを約束した債券
米国債を上回る市場規模。高格付けは高い流動性を有する
発行体固有の信用リスク要因を有する

**モーゲージ証券
(MBS)**

住宅ローンが主な担保資産
市場規模は米国債を上回る
政府関係機関による保証付きのものは、比較的高い信用力を有する
住宅ローン借り換え、引越し等に伴う期限前償還がリスク要因

**アセットバック証券
(ABS)**

自動車ローンやカードローン等のローンが主な担保資産
大半がトリプルA格と信用力は高い傾向にあるが、流動性はやや劣る
ローンの額が比較的小規模で、期限前返済は比較的少ない
景気の影響を比較的受けやすい(延滞率の増加等)

なお、上記のほか、短期金融商品等も投資対象に含まれます。また、本ファンドは、有価証券先物取引、スワップ取引等を行うことができます。

ファンドの分配金

分配頻度

収益分配は、毎月の決算時(毎月15日。ただし、休業日の場合は翌営業日。)に原則として行います。ただし、運用状況によっては、分配金の金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

分配方針

分配は、組入れ債券から得た利息等収益を主な原資として行いますが、分配水準は、期中の利息等収益や金利動向等を勘案し、委託会社が決定します。

本ファンドは毎月安定的に分配金を支払うことを目指していますので、基準価額が当初元本(1万口=1万円)を下回っている場合においても、継続的に分配を行うことを予定しています。

後記「信託約款」をあわせてご覧ください。

ご注意点

[一般コース]

収益分配金は、原則として決算日から起算して5営業日までに、販売会社を通じて支払いを開始します。

[自動けいぞく投資コース]

収益分配金は、税金を差引いた後各決算日の基準価額により無手数料で全額自動的に再投資されます。

収益分配金の受取りをご希望の方は、販売会社によっては再投資を中止することを申し出ることができます。詳しくは販売会社までお問い合わせください。

購入後のファンド情報を得るには

基準価額の入手方法

本ファンドの基準価額(1万口当たりで表示されます。)は毎営業日算出されます。
最新の基準価額は販売会社または下記の照会先で入手可能です。また、原則として、日本経済新聞(朝刊)の「オープン基準価格」欄に、基準価額が掲載されます(略称：妖精物語)。

運用報告書

年2回(毎月の決算のうち、6月および12月)の決算時および償還時に、期中の運用経過などを記載した運用報告書を作成し、販売会社を通じてお渡しいたします。

その他のディスクロージャー資料

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社が設定・運用を行うファンドについては、通常、月次または週次で運用経過について記載したレポートが作成されています。

最新のレポートは、販売会社または下記のホームページにおいて入手可能です。

照会先 ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

電話 03-6437-6000

(受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで)

ホームページ www.gsam.co.jp

リスクについて知りたい

値動きの主な要因

本ファンドへの投資には、資産価値に影響を及ぼす様々なリスクが伴いますので、基準価額の変動により投資元本が減少する可能性があります。したがって元金は保証されていません。

主なリスクとして以下のものが挙げられます。

為替リスク

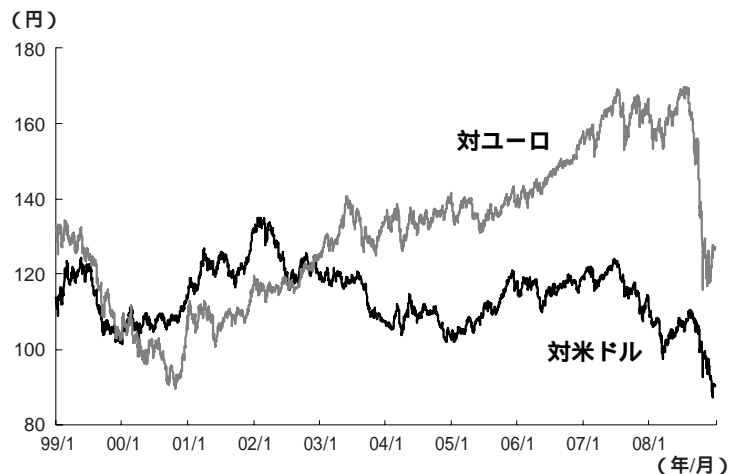
本ファンドは、外貨建ての債券等を主要な投資対象とし、実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

したがって、本ファンドへの投資には為替リスクが伴います。

また、本ファンドはファンド全体の収益の向上を目指す目的で為替予約取引等により多通貨運用を行います。

為替レートは短期間に大幅に変動することがあります。

【過去の為替相場の推移】



出所：ブルームバーグ
期間：1999年1月～2008年12月

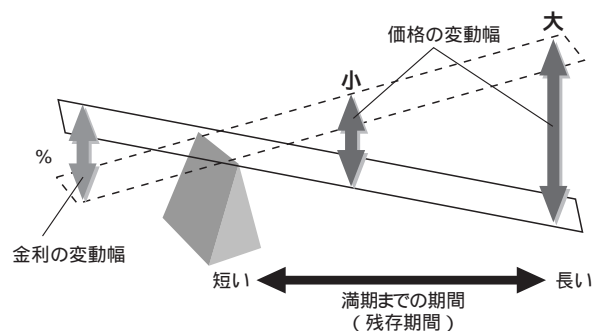
債券の価格変動リスク

本ファンドは債券への投資を行います。

債券の市場価格は、金利が上昇すると下落し、金利が低下すると上昇します。

金利の変動による債券価格の変化の度合い(リスク)は、債券の満期までの期間が長ければ長いほど、大きくなる傾向があります。

【金利変動と残存期間の異なる債券の価格変動幅のイメージ】



上記はあくまで例示をもって理解を深めるための概念図です。

債券の信用リスク

債券への投資に際しては、発行体の債務不履行等の信用リスクを伴います。一般に、債券の信用リスクは、発行体の信用度が低いほど、大きくなる傾向があります。

リスクについて知りたい

その他のリスク

取引先に関するリスク

有価証券の貸付、為替取引、先物取引、余資運用等において、相手先の決済不履行リスクや信用リスクが伴います。

モーゲージ証券、アセットバック証券等のリスク

モーゲージ証券およびアセットバック証券等への投資に当たっては、前記のリスクに加えて、組入れ債券の期限前償還により当初想定していた期間利回りが得られなくなるリスクや、償還金をより低い利回りで再投資しなければならなくなるリスクがあります。

デリバティブ取引のリスク

本ファンドは債券関連のデリバティブに投資することがあります。デリバティブの運用には、他の運用手法に比べてより大きく価格が変動する可能性、流動性を欠く可能性、証拠金を積むことによるリスク等様々なリスクが伴います。これらの運用手法は、ヘッジ目的のみならず、投資収益を上げる目的でも用いられることがありますが、実際の価格変動が委託会社や投資顧問会社の見通しと異なった場合に本ファンドが損失を被るリスクを伴います。

市場の閉鎖等に伴うリスク

金融商品市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化もしくは政策の変更等の諸事情により閉鎖されることがあります。これにより本ファンドの運用が影響を被り、基準価額の下落につながる可能性があります。

留意点

解約申込みに伴う基準価額の下落に関わる留意点

短期間に相当金額の解約申込みがあった場合には、解約資金を手当てするため組入有価証券を市場実勢より大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。また、解約資金を手当てするため、資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は信託財産から支払われます。

資産規模に関わる留意点

本ファンドの資産規模によっては、本書で説明するような投資が効率的にできない場合があります。その場合には、適切な資産規模の場合と比較して収益性が劣る可能性があります。

ベンチマークに関わる留意点

本ファンドは、パークレイズ・キャピタル・グローバル・アグリゲート・インデックス(除く日本、円ベース)を運用上のベンチマークとして運用を行い、これを上回るパフォーマンスを目指しますが、実際のパフォーマンスは、ベンチマークを下回ることがあります。また、ベンチマークとするインデックスが下落する局面においては、一般に、本ファンドの基準価額も下落する傾向があります。

ファミリーファンド方式に関わる留意点

本ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、本ファンドが投資対象とするマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・解約等に伴う資金変動等があり、その結果、マザーファンドにおいて売買等が生じた場合等には、本ファンドの基準価額に影響が及ぶ場合があります。

お買付およびご換金の制限に関わる留意点

金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他合理的な事情(コンピューターの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等を含みます。)があるときは、お買付およびご換金の受付を中止またはすでに受付けたお買付およびご換金のお申込みを取消し(ご換金の場合は取消または保留)させていただきます。

この場合、ご換金については、受益者は当該中止または保留以前に行った当日のご換金のお申込みを撤回できます。ただし、受益者がそのご換金のお申込みを撤回しない場合には、ご換金代金は、当該中止または保留を解除した後の最初の基準価額の計算日をご換金のお申込日として計算された価額とします。

リスクについて知りたい

留意点(続き)

法令・税制・会計等の変更可能性に関わる留意点

法令・税制・会計等は変更される可能性があります。

収益分配方針に関わる留意点

本ファンドは、経費控除後の配当等収益および売買損益(評価損益も含みます。)を分配対象収益とし、毎月の決算時に、基準価額水準、市場動向等を勘案して収益を分配します。基準価額水準、市場動向等によっては分配を行わないこともあります。また、基準価額が当初元本(1万口=1万円)を下回る場合においても分配を行う場合があります。

期中分配は、これをまったく行わなかったと仮定した場合に比べれば、信託期間終了時の基準価額が低くなる可能性が高いといえます。例えば、期中分配を行った後、解約時・償還時に元本割れしたが、仮に期中分配をまったく行わなかったとすれば元本割れしなかったかもしれない、というような事態が生じる可能性もあります。

本ファンドへの投資による運用成果は基準価額の水準によって大きく変動します。したがって、収益の分配は本ファンドの投資成果として一定の利回りを保証するものでも、示唆するものでもありません。

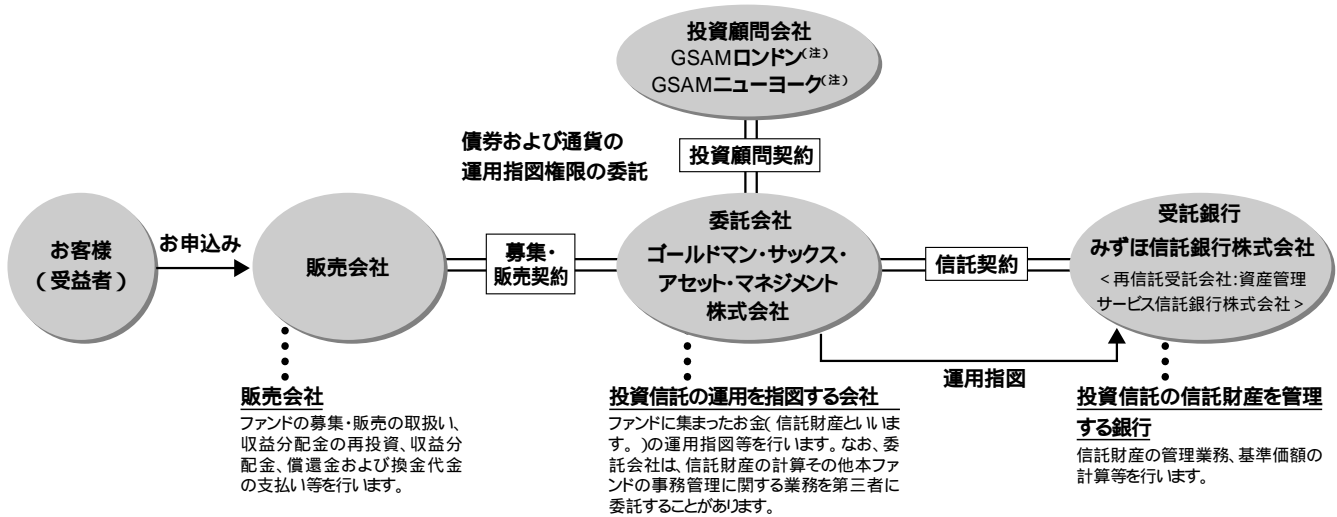
その他の留意点

収益分配金、一部解約金、償還金の支払いはすべて販売会社を通じて行われます。それぞれの場合においてその金額が販売会社に対して支払われた後は、委託会社は受益者への支払いについての責任を負いません。

委託会社は、販売会社とは別法人であり、委託会社は設定・運用について、販売会社は販売(お買付代金の預り等を含みます。)について、それぞれ責任を有し、互いに他について責任を有しません。

ファンドの運用について知りたい

ファンドの関係法人



(注) 本ファンドの投資顧問会社であるゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナルをGSAMロンドン、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピーをGSAMニューヨークといします(以下同じ。)

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント(GSAM)とは

ゴールドマン・サックスは、1869年(明治2年)創立の世界有数の金融グループのひとつであり、世界の主要都市に拠点を有し、世界中の政府機関・企業・金融機関等に対して、投資銀行業務・証券売買業務・為替商品取引・資産運用業務など、多岐にわたる金融サービスを提供しています。

ゴールドマン・サックスの資産運用グループであるゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントは、1988年の設立以来、世界各国の投資家に資産運用サービスを提供しており、2008年6月末現在、グループ全体で7,732億米ドル(約82.3兆円*)の資産を運用しています。

* 米ドルの円貨換算は便宜上、2008年6月30日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=106.42円)により計算しております。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社は、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントの東京拠点です。



● GSAM拠点

(注)メルボルンはGS JB Wereオフィスです(GS JB Werelはゴールドマン・サックスの関連会社です。)

運用

ファンドの運用について知りたい

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社の概況

1. 資本金

委託会社の資本金の額は4億9,000万円です(2009年3月13日現在)。

2. 沿革

1996年 2月 6日 会社設立

2002年 4月 1日 ゴールドマン・サックス・アセット・マネージメント・ジャパン・リミテッドの営業の全部を譲受
は、商号をゴールドマン・サックス投信株式会社からゴールドマン・サックス・アセット・
マネージメント株式会社に変更

3. 本店の所在の場所および代表者の役職氏名

本店の所在の場所：東京都港区六本木六丁目10番1号 六本木ヒルズ森タワー

代表者の役職氏名：代表取締役 土岐 大介

4. 大株主の状況

(2009年3月13日現在)

氏名または名称	住 所	所有株式数 (株)	所有比率 (%)
ゴールドマン・サックス・ アセット・マネージメント・エル・ピー	アメリカ合衆国ニューヨーク州 ニューヨーク市オールド・スリップ32番地	6,336	99
ザ・ゴールドマン・サックス・ グループ・インク	アメリカ合衆国ニューヨーク州 ニューヨーク市ブロード・ストリート85番地	64	1

ファンドの運用について知りたい

運用体制およびリスク管理体制

本ファンドの運用は、GSAMニューヨークおよびGSAMロンドンに属する「グローバル債券・通貨運用チーム」によって行われます。なお、本ファンドにおいて債券はGSAMニューヨークおよびGSAMロンドンが運用を担当しており、通貨についてはGSAMロンドンが主に運用を担当しております。

また、運用チームとは独立した「リスク管理・分析部門」がファンドのリスク管理を行います。

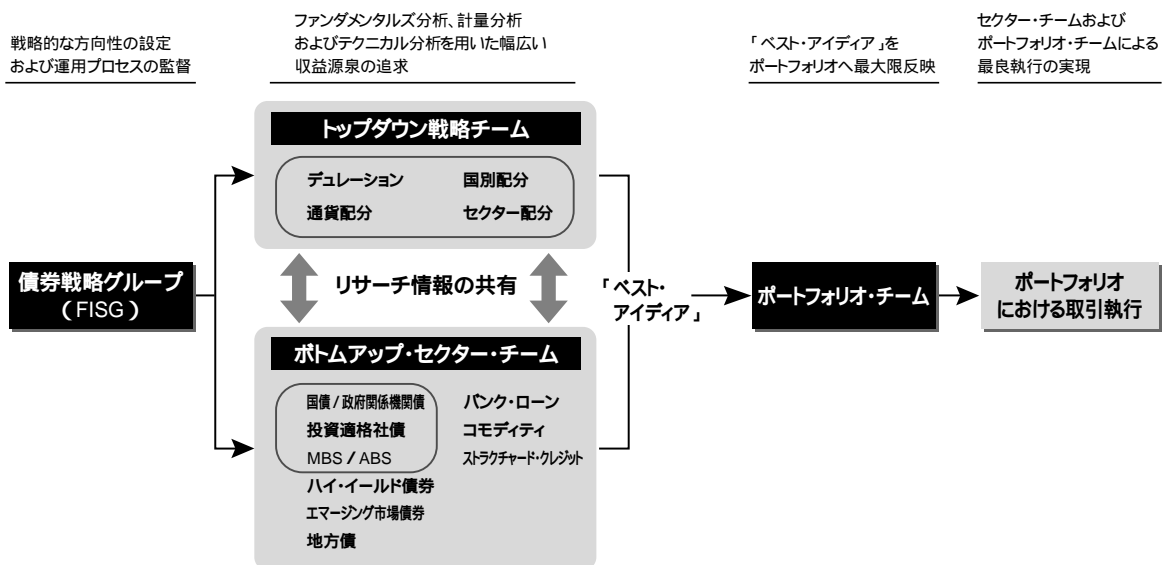


(注1)本書上、リスク管理とは、ベンチマークの収益率と本ファンドの収益率との乖離の散らばり具合を、一定の範囲に留めることを目指すことです。乖離幅がかかる一定の範囲におさまることを保証するものではなく、また、必ずしもリスクの低減を目的とするものではありません。

(注2)上記運用体制およびリスク管理体制は、将来変更される場合があります。

運用プロセス

本ファンドの運用は、以下のプロセスに従って行われます。



(注)本運用プロセスがその目的を達成できる保証はありません。また本運用プロセスは変更される場合があります。

運用体制に関する社内規則等

ファンドの運用に関する社内規則として、ポートフォリオ・マネジャーが遵守すべき服務規程のほか、有価証券などの売買執行基準およびその遵守手続きなどに関して取扱い基準を設けることにより、法令遵守の徹底を図るとともに、利益相反となる取引、インサイダー取引等を防止し、かつ売買執行においては最良執行に努めています。(運用の全部または一部を海外に外部委託する場合には、現地の法令および諸規則にもあわせて従うこととなります。)

内部管理体制

委託会社は、投資監督委員会を設置しています。投資監督委員会は、委託会社の運用に関する業務において、適用法令、協会規則、投資信託約款、顧客との運用ガイドラインを遵守するとともに、善良なる管理者としての注意義務および忠実義務の観点から委託者としての責任を遵守するという目的のため、必要な報告聴取、調査、検討、決定等を行うことができます。

運用

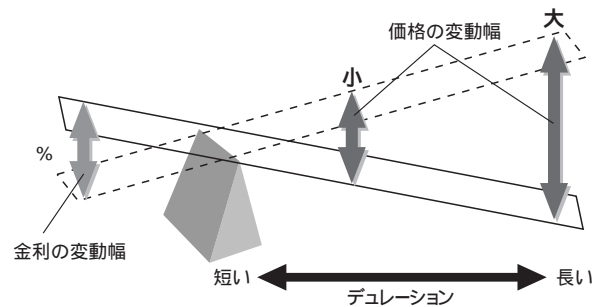
ファンドの運用について知りたい

運用戦略

ベンチマークの資産配分を基本とし、複数のアクティブ運用戦略を組み合わせることで、リターンの向上を目指します。

国別配分 / デュレーション調整

債券の価格は、金利が低下した場合上昇し、逆に金利が上昇した場合下落します。また、景気や物価動向は、国ごとに様々であることから、金利の動きは国によって異なる場合があります。本ファンドでは、各国の金利見通しに基づいてポートフォリオのデュレーションを調整します。



上記はあくまで例示をもって理解を深めるための概念図です。

デュレーションとは

金利変動の幅が等しいと仮定した場合、債券の満期までの期間が長ければ長いほど、債券価格の変化の度合いも大きくなる傾向があります。デュレーションとは、金利変動に対する債券の価格変動性を表す尺度であり、これが長いほど金利変動に対する価格の変動幅が大きいことを意味します。一般に、満期までの期間が長いほど、その債券のデュレーションも長くなります。

金利の上昇時

金利上昇が予想される市場については、デュレーションを短期化し、金利上昇による債券価格の下落を抑えることにより、ベンチマーク対比でのパフォーマンスの向上が見込めます。

金利の低下時

金利低下が予想される市場については、デュレーションを長期化し、金利低下による債券価格の上昇幅を大きくすることで、ベンチマークに対する超過収益を追求します。

金利の動向とデュレーションによるベンチマークに対するパフォーマンスへの影響(例)

金利の変化	債券価格	デュレーション	パフォーマンス
上昇	下落	短期化	金利上昇による価格の下落を抑えることにより、パフォーマンスは相対的にプラス
		長期化	金利上昇による価格の下落幅が大きくなるため、パフォーマンスは相対的にマイナス
低下	上昇	短期化	金利低下による価格の上昇が抑えられてしまい、パフォーマンスは相対的にマイナス
		長期化	金利低下による価格の上昇幅が大きくなるため、パフォーマンスは相対的にプラス

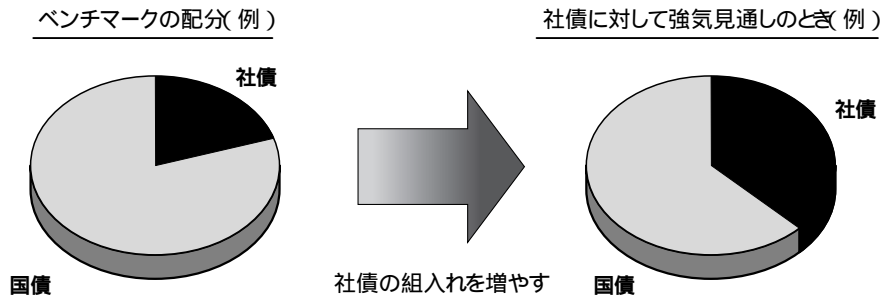
上記は、金利の動向とデュレーションによるパフォーマンスへの影響につき、例示をもって理解を深める目的で作成した一例です。必ずしもすべての場合に当てはまるとは限りません。

ファンドの運用について知りたい

運用戦略

セクター配分

債券には、国債、政府関係機関債、社債など様々なセクター（種類）があり、それぞれセクターごとにパフォーマンスは異なります。例えば、社債市場が国債市場に対し相対的に上昇すると判断した場合には、社債への配分を増やし、国債の組入れを引き下げます。セクター配分では、このような戦略をとることで、ベンチマークに対する超過収益の獲得を目指します。



イールドカーブ戦略

金利が変動する場合においては、あらゆる残存期間の金利が常に同一幅で変動することはほとんどなく、通常、その変動幅は残存期間ごとに異なります。その変動幅の違いに着目した運用手法がイールドカーブ戦略です。

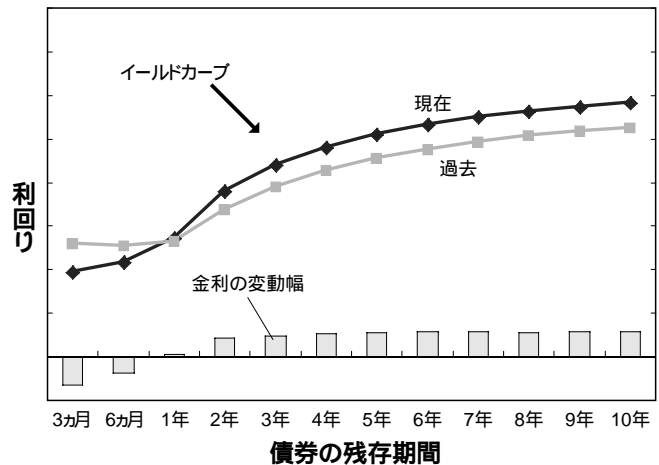
イールドカーブとは

一般に、債券の利回りは、満期までの期間の長さによって異なります。イールドカーブとは、横軸に債券の残存期間、縦軸に利回りをとったグラフに、各残存期間別の利回りをプロットして、結んだ曲線のことをいいます。

右図は、イールドカーブの変化の例を示しています。ここでは短期債の金利が低下する一方で、中長期債の金利は上昇しています。この場合、金利が低下した短期債に、より多く投資していれば、超過収益が得られたこととなります。

イールドカーブ戦略では、このようにして超過収益の獲得を目指します。

イールドカーブの変化(例)



個別銘柄選択

株式指数における各個別銘柄の動きと同様に、債券のセクター内における銘柄ごとのパフォーマンスは異なります。同じセクター内の債券であっても、相対的に良好なパフォーマンスが期待できる銘柄を選別的に組入れることで、更なる付加価値の獲得を目指します。

通貨配分

為替相場の見通しに基づいてポートフォリオの通貨配分を調整します。例えば、米ドルに対してユーロが上昇すると予想した場合、ユーロのポジションを引き上げる一方、米ドルのポジションを引き下げること、ベンチマークに対する超過収益の獲得を目指します。

運用

買付について知りたい

お買付のお申込み

販売会社の本・支店および営業所にて、毎営業日*1受付可。毎営業日の午後3時(国内の金融商品取引所の半休日は午前11時)*2までに、お買付のお申込みが行われかつ当該お申込みの受付にかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の申込分とします。当日の受付終了後のお申込みについては、翌営業日のお取扱いとします。

- *1 英国証券取引所もしくはニューヨーク証券取引所の休業日またはロンドンの銀行もしくはニューヨークの銀行の休業日(以下「ロンドンまたはニューヨークの休業日」といいます。)を除きます。
- *2 販売会社によっては午後3時(国内の金融商品取引所の半休日は午前11時)より前に受付を締め切る場合がありますので、販売会社にご確認ください。

収益分配金の受取方法により、収益分配時に収益分配金を受取る「一般コース」、収益分配金が税金を差引かれた後自動的に無手数料で再投資される「自動けいぞく投資コース」があります。どちらかのコースをお選びください。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみのお取扱いとなる場合があります。一度お選びいただいたコースは途中で変更することはできません。

「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合、お買付に際して、本ファンドにかかる「自動けいぞく投資契約」(販売会社によって名称が異なる場合があります。)を販売会社との間で結んでいただきます。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

お買付の価額

お買付の価額は買付申込をされた日の翌営業日の基準価額が適用されます。

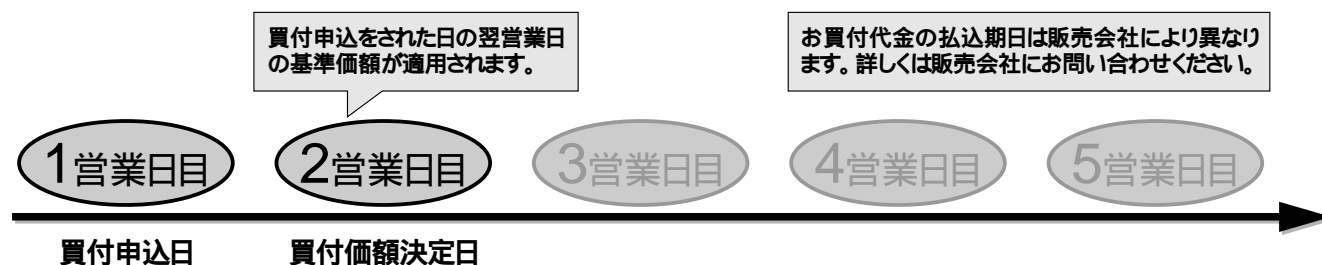
お買付にかかる費用については「ファンドの費用 / 税金について知りたい」をご覧ください。

お買付の単位

一般コース	1円以上1円単位または1口以上1口単位 (または販売会社が別途定める単位)
自動けいぞく投資コース	1円以上1円単位 (または販売会社が別途定める単位)

詳しくは販売会社にお問い合わせください。

お買付の流れ



お買付代金はお申込みの販売会社にお支払いください。お買付代金の払込期日は販売会社によって異なります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

お買付のお申込みの受付を中止することまたはすでに受付けたお買付のお申込みを取消する場合があります。詳しくは「リスクについて知りたい / 留意点 / お買付およびご換金の制限に関わる留意点」をご覧ください。

販売会社につきましては、9ページ掲載の照会先でご確認ください。

換金について知りたい

ご換金のお申込み

お買付いただいた販売会社にて、毎営業日*1受け付けます。毎営業日の午後3時(国内の金融商品取引所の半休日は午前11時)まで²までに、ご換金のお申込みが行われかつ当該お申込みの受付にかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の申込分とします。当日の受付終了後のお申込みについては、翌営業日のお取扱いとします。

*1 「ロンドンまたはニューヨークの休業日」を除きます。

*2 販売会社によっては午後3時(国内の金融商品取引所の半休日は午前11時)より前に受付を締め切ることがありますので、販売会社にご確認ください。

ご換金の価額

ご換金は、解約請求により行うことができます。

ご換金の価額は、換金申込日の翌営業日の基準価額となります。

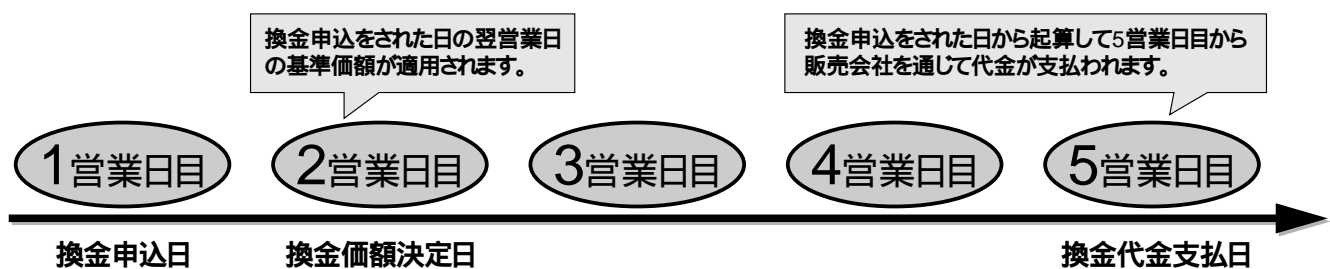
お手取額は、基準価額から換金にかかる税金を差引いた金額となります。詳しくは、「ファンドの費用 / 税金について知りたい」をご覧ください。

ご換金の単位

1口単位

販売会社によっては換金単位が異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

ご換金の流れ



ご換金のお申込みの受付を中止することまたはすでに受付けたご換金のお申込みを取消しまたは保留する場合があります。詳しくは、「リスクについて知りたい / 留意点 / お買付およびご換金の制限に関わる留意点」をご覧ください。

ご注意点

信託財産の資金管理を円滑に行うため、1顧客1日当たり3億円を超える大口のご換金は制限することがあります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

ファンドの費用 / 税金について知りたい

本ファンドの費用 / 税金については下記をご参照ください。なお、税法が改正された場合には、下記内容が変更になることがあります。

	費用	税金 ^{*1}								
お買付時^{*2}	1.575%(税込)を上限として販売会社がそれぞれ定める申込手数料率をお申込価額に乗じて得た額が申込手数料となります。									
投資期間中 (運用費用の内訳)	信託報酬は、本ファンドの計算期間を通じて毎日、本ファンドの信託財産の純資産総額に以下の率を乗じて得た額とします。									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>合計</th> <th>委託会社</th> <th>販売会社</th> <th>受託銀行</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年率 1.1025% (税込)</td> <td>年率 0.525% (税込)</td> <td>年率 0.525% (税込)</td> <td>年率 0.0525% (税込)</td> </tr> </tbody> </table>		合計	委託会社	販売会社	受託銀行	年率 1.1025% (税込)	年率 0.525% (税込)	年率 0.525% (税込)	年率 0.0525% (税込)
	合計		委託会社	販売会社	受託銀行					
	年率 1.1025% (税込)		年率 0.525% (税込)	年率 0.525% (税込)	年率 0.0525% (税込)					
上記信託報酬のほか、監査費用、印刷費用など信託事務の諸費用が信託財産の純資産総額の年率0.05%相当額を上限として定率で本ファンドより差引かれます。詳しくは、後記「その他の費用について」をご覧ください。										
ご換金時 (解約請求による場合)		譲渡益 × 10% ^{*3}								
収益分配金受取時		普通分配金 × 10% ^{*3}								
ファンドの償還時		譲渡益 × 10% ^{*3}								

*1 上記は個人の受益者の場合です。法人の受益者の場合については、後記「分配金の課税について」「換金時および償還時の課税について」をご覧ください。

*2 自動 reinvest 投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合には、取得する口数について申込手数料はかかりません。

*3 2009年および2010年の2年間については、一定の金額までは10%(所得税7%、地方税3%)の税率が適用されます。2011年1月1日以降は金額の多寡にかかわらず、20%(所得税15%、地方税5%)となります。詳しくは、後記「分配金の課税について」「換金時および償還時の課税について」をご覧ください。

ファンドの費用 / 税金について知りたい

その他の費用について

信託報酬のほかに、本ファンドから支払われる費用には以下のものがあります。(ただし、これらに限定されるものではありません。)

株式等の売買委託手数料、先物取引またはオプション取引等に要する費用

外貨建資産の保管費用

借入金の利息、融資枠の設定に要する費用、受託銀行等の立替えた立替金の利息

信託財産に関する租税

その他信託事務の処理等に要する諸費用(監査費用、法律顧問・税務顧問への報酬、印刷費用、郵送費用、公告費用、格付費用等を含みます。また、マザーファンドに関連して生じた諸費用のうちマザーファンドにおいて負担せずかつ委託会社の合理的判断により本ファンドに関連して生じたと認めるものを含みます。)

から 記載の費用・税金については、ファンドより実費として間接的にご負担いただきますが、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。また、委託会社は、上記 記載の諸費用の支払いを信託財産のために行い、その金額をあらかじめ合理的に見積もったうえで、信託財産の純資産総額の年率0.05%相当額を、かかる諸費用の合計額とみなして、本ファンドより受領します。ただし、委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、随時かかる諸費用の年率を見直し、0.05%を上限としてこれを変更することができます。

上記 記載の諸費用の額は、本ファンドの計算期間を通じて毎日、前営業日の信託財産の純資産総額に応じて計上されます。かかる諸費用は、毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から委託会社に対して支払われます。

個別元本について

個別元本とは、追加型株式投資信託について、受益者ごとの信託時の受益権の価額等(申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等相当額は含まれません。)をいい、税法上の元本(個別元本)にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合には各販売会社ごとに、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等ごとに、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。

受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。(「特別分配金」については、後記「分配金の課税について」をご覧ください。)

分配金の課税について

分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「特別分配金」があります。

「普通分配金」とは、分配金をお支払いした後の基準価額がお客様の個別元本と同額または上回っている場合の分配金をいいます。「特別分配金」とは、分配金をお支払いした後の基準価額がお客様の個別元本を下回っている場合、その下回った部分の分配金をいいます。

個人の受益者に対する課税

個人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、原則として20%(所得税15%、地方税5%)の税率による源泉分離課税が行われ、確定申告は不要です。しかしながら、確定申告により、総合課税(配当控除の適用なし)または申告分離課税のいずれかを選択することもできます。

ただし、特例措置として、2010年12月31日までの間に支払いを受けるべきものについては10%(所得税7%、地方税3%)の税率が適用されます。所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金は課税されません。

なお、2009年1月1日から2010年12月31日までの間において、年間に受け取る上場株式等の配当等(上場株式、上場ETF、上場REITを含みます。以下同じ。)の配当金および公募株式投資信託の普通分配金などの合計額が100万円を超える場合(同一の支払者からの年間の支払総額が1万円以下のものは除きます。)、確定申告が必要となります。この場合、100万円以下の部分の税率は10%(所得税7%、地方税3%)ですが、100万円を超える部分の税率は20%(所得税15%、地方税5%)となります。

収益分配金について上場株式等の配当等として確定申告を行う場合(申告分離課税を選択した場合に限ります。)、上場株式等の譲渡による損失(公募株式投資信託の買取差損・解約(償還)差損を含みます。)との損益通算が可能となります。

ファンドの費用 / 税金について知りたい

法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、7%(所得税7%)の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。ただし、2009年4月1日以降は、同税率は15%(所得税15%)となります。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金は課税されません。なお、益金不算入制度は適用されません。

換金時および償還時の課税について

個人の受益者に対する課税

換金時および償還時の譲渡益が課税対象となり、原則として20%(所得税15%、地方税5%)の税率による申告分離課税が適用されます。

ただし、特例措置として、2010年12月31日までの間は10%(所得税7%、地方税3%)の税率が適用されます。譲渡益が発生し課税される場合は、源泉徴収選択口座を用いなければ、源泉徴収は行われず、確定申告が必要となります。

なお、2009年1月1日から2010年12月31日までの間においては、年間に発生する買取差損益および解約(償還)差損益を含めた上場株式等の譲渡益の合計額が500万円を超える場合には、確定申告が必要となります。この場合、500万円以下の部分の税率は10%(所得税7%、地方税3%)ですが、500万円を超える部分の税率は20%(所得税15%、地方税5%)となります。

また、買取差損益および解約(償還)差損益を含めて上場株式等の譲渡損が発生した場合は、確定申告を行うことにより、上場株式等の配当等(申告分離課税を選択した場合に限ります。)との損益通算が可能となります。

法人の受益者に対する課税

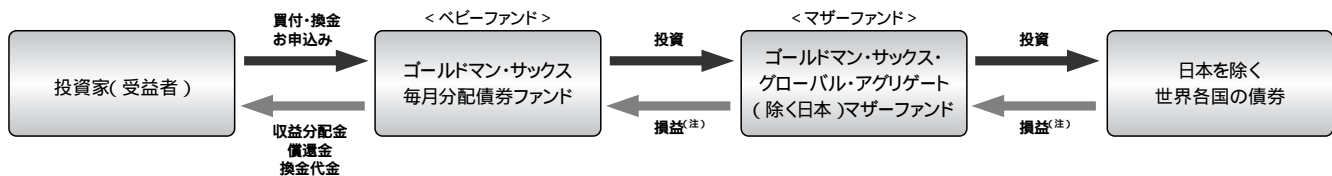
換金時および償還時の個別元本超過額については、7%(所得税7%)の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。ただし、2009年4月1日以降は、同税率は15%(所得税15%)となります。

税法が改正された場合には、上記内容が変更になることがあります。

その他

ファンドの仕組み

本ファンドの運用は、ファミリーファンド方式で行います。
 ファミリーファンド方式とは、投資家からの資金をまとめてベビーファンド(本ファンド)とし、その資金を実質的に同一の運用方針を有するマザーファンドに投資して、実質的な運用を行う仕組みです。(ただし、ベビーファンドから有価証券等に直接投資することもあります。)
 商品性格が等しい複数のファンドが存在する場合、これらをひとつにまとめることで、低コストで効率よく運用することが可能になるため、投資家、運用者双方にメリットのある仕組みといえます。



(注)損益はすべて投資家である受益者に帰属します。

マザーファンドの運用方針

1. 主として日本を除く世界各国の投資適格債券に幅広く分散投資を行います。外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。
2. パークレイズ・キャピタル・グローバル・アグリゲート・インデックス(除く日本、円ベース)をベンチマークとし、長期的にこれを上回る投資成果を目指します。
3. ポートフォリオの平均格付けはダブルA格(ダブルAマイナス格も含まれます。)相当以上を維持することを目指します。
4. GSAM ニューヨークおよびGSAM ロンドンに債券および通貨の運用の指図に関する権限(デリバティブ取引等にかかる運用の指図を含みます。)を委託します。

市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針に従った運用ができない場合があります。

信託の終了・約款の変更等

信託の終了

本ファンドは以下の場合には、所定の手続き*を経て終了することがあります。

- (1) 受益権総口数が、50億口を下回ることとなった場合
- (2) 監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたとき
- (3) 委託会社の登録取消、解散、業務廃止のとき(ただし他の投資信託委託会社が委託者の業務を引き継ぐときを除きます。)
- (4) 受託銀行が信託業務を営む銀行でなくなったとき(ただし他の信託銀行が委託者の業務を引き継ぐときを除きます。)
- (5) 受託銀行の辞任または解任に際し新受託者を選任できないとき
- (6) 委託会社が、信託契約を解約することが受益者のため有利と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときで、受託銀行と合意する場合

* 委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面を信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。かかる公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。かかる一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、信託契約の解約をしません。委託会社は、信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。以上は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、一定の期間が1ヵ月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。公告を行う場合は日本経済新聞に掲載します。

約款変更

委託会社は、監督官庁の命令があったとき、受益者の利益のため必要と認めるとき、または正当な理由があるときは、受託銀行と合意のうえ、信託約款を変更することができ、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます*。

* 委託会社は、変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。かかる公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。当該一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、信託約款の変更をしません。委託会社は、信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。公告を行う場合は日本経済新聞に掲載します。

反対者の買取請求権

前記「信託の終了」に規定する信託契約の解約または前記「約款変更」に規定する信託約款の変更を行う場合において、前記「信託の終了」または前記「約款変更」の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、販売会社を通じ、受託銀行に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって公正な価額で買取るべき旨を請求することができます。

その他の契約の変更について

(1) 募集・販売契約

委託会社と販売会社との間の募集・販売契約は、当事者の別段の意思表示のない限り、1年ごとに自動的に更新されます。募集・販売契約は、当事者間の合意により変更することができます。

(2) 投資顧問契約

委託会社とGSAMロンドンおよびGSAMニューヨークとの間の基本会社間投資顧問契約(以下「投資顧問契約」といいます。)には期限の定めがありません。投資顧問契約は、当事者間の合意により変更することができます。投資顧問契約の終了または変更は、その内容が重大なものについて、あらかじめ、これを公告し、かつ、知られたる受益者に対して書面を交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。公告を行う場合は日本経済新聞に掲載します。

受益者の権利等

(1) 収益分配金の受領権に関する内容および権利行使の手続

収益分配金は、原則として本ファンドの毎計算期間の終了日から起算して5営業日までに販売会社を通じて、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者への支払いを開始します。

上記にかかわらず、自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託銀行が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、自動けいぞく投資契約に基づき、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込みに応じるものとします。当該取得申込みにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。販売会社は、受益者が自己に帰属する受益権の全部もしくは一部の口数について、あらかじめ計算期間を指定し、上記の収益分配金の再投資に係る受益権の取得申込を中止することを申し出た場合においては、上記にかかわらず、当該受益証券に帰属する収益分配金を当該計算期間終了の都度受益者に支払うことができます。

受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託銀行から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(2) 償還金の受領権に関する内容および権利行使の手続

償還金は、原則として信託終了日から起算して5営業日までに販売会社を通じて、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者への支払いを開始します。

受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託銀行から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(3) 一部解約金の受領権に関する内容および権利行使の手続

一部解約金の受領権に関する内容および権利行使の手続については、前記「換金について知りたい」をご覧ください。

一部解約金は、受益者による一部解約の実行の請求日から起算して、原則として5営業日目に販売会社を通じて受益者に支払います。

(4) 収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託銀行の免責

受託銀行は、収益分配金については、支払開始日(一般コースの場合)および交付開始前(自動けいぞく投資コースの場合)までに、償還金については支払開始日までに、一部解約金については支払日までに、その全額を委託会社の指定する預金口座等に払い込みます。

受託銀行は、上記により委託会社の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(5) 委託会社の免責

収益分配金、償還金および一部解約金の受益者への支払いについては、当該販売会社に対する支払いをもって委託会社は免責されるものとします。かかる支払いがなされた後は、当該収益分配金、償還金および一部解約金は、源泉徴収されるべき税額(および委託会社が一定期間経過後販売会社より回収した金額があればその金額)を除き、受益者の計算に属する金銭となります。

販売会社が収益分配金、償還金および一部解約金の受益者への支払いを怠ったことにより委託会社が損害を被った場合には、委託会社に過失がない場合に限り、受託銀行の承諾を得て委託会社は信託財産よりその損害の賠償を受けることができます。

(6) 換金手続等

前記「換金について知りたい」をご覧ください。

その他

内国投資信託受益証券事務の概要

- (1) 受益権の名義書換
該当事項はありません。
- (2) 受益者に対する特典
該当事項はありません。
- (3) 受益権の譲渡制限
該当事項はありません。ただし、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託銀行に対抗することができません。
- (4) その他
本ファンドの受益権は、振替受益権であり、委託会社は、やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

投資制限

- (1) 約款上の投資制限
外貨建資産の組入れについては制限を設けません。
デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。
株式(新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。)への実質投資割合は、信託財産の5%以下とします。
同一銘柄の債券への実質投資割合は、取得時において信託財産の5%以下とします。ただし、国債、政府関係機関債(委託会社またはその運用の外部委託先が政府関係機関債と同等の信用度を有するとみなす債券を含みます。)および短期金融商品についてはかかる上限は適用されないものとします。
同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の3%以下とします。
同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の3%以下とします。
投資信託証券(マザーファンドの受益証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の5%以下とします。
同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているものへの実質投資割合は、取得時において信託財産の3%以下とします。
委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。(有価証券の借入れ)
委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、信託財産において一部解約金の支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができ、また法令上可能な限度において融資枠の設定を受けることを指図することができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。(資金の借入れ)
委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引き渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。(信用取引)

詳細およびその他の約款上の投資制限については、後記「信託約款」をご覧ください。

- (2) 法令上の投資制限
委託会社は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引(新株予約権証券又はオプションを表示する証券若しくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。)を行い、又は継続することを内容とした運用を行うことを受託銀行に指示することはできません(金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号)。

その他

その他の情報について

申 込 期 間	2008年9月16日から2009年9月15日まで (申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。)
募 集 総 額	5,000億円を上限とします。
有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所	該当事項はありません。
振替機関について	<p>本ファンドの受益権は社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は、振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)</p> <p>振替受益権においては、ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピューターで管理します。ファンドの設定、解約、償還等がコンピューター上の帳簿(「振替口座簿」といいます。)への記載・記録によって行われます。</p> <p>委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。</p>
振替機関に関する事項	株式会社 証券保管振替機構
格 付	格付けは取得しておりません。

「請求目論見書」の項目

- 第1 ファンドの沿革
- 第2 手続等
 - 1 申込(販売)手続等
 - 2 換金(解約)手続等
- 第3 管理及び運営
 - 1 資産管理等の概要
 - (1) 資産の評価
 - (2) 保管
 - (3) 信託期間
 - (4) 計算期間
 - (5) その他
 - 2 受益者の権利等
- 第4 ファンドの経理状況
 - 1 財務諸表
 - 2 ファンドの現況
- 第5 設定及び解約の実績

「請求目論見書」とは、金融商品取引法第13条第2項第2号に定める事項に関する内容を記載した目論見書です。

その他

ファンドの海外休業日

ロンドンまたはニューヨークの休業日

2009年	4月10日	復活祭(聖金曜日)(ロンドン、ニューヨーク)
	4月13日	復活祭(月曜日)(ロンドン)
	5月4日	メーデー(ロンドン)
	5月25日	一般公休日(ロンドン)、戦没者記念日(ニューヨーク)
	7月3日	独立記念日(ニューヨーク)
	8月31日	一般公休日(ロンドン)
	9月7日	労働者の日(ニューヨーク)

2009年3月13日現在、委託会社が認識し得る2009年9月末までの「ロンドンまたはニューヨークの休業日」です。
(休業日は変更されることがありますので、必ず事前に販売会社までお問い合わせください。)

用語集

アセットバック証券(ABS)(アセットバックしょうけん)

ABSは、元利金の支払いが自動車ローン、クレジット・カードの利用代金や割賦金払契約などの住宅や不動産ローン以外の売上債権や貸付債権からのキャッシュ・フローによって裏付けされた債券のことをいいます。

イールドカーブ

イールドカーブは利回り曲線とも言い、横軸に債券の残存期間、縦軸に利回りをとった平面グラフ上に描かれる曲線を指します。イールドカーブの形状は、将来の金利動向に対する市場参加者の平均的な見方を表すと考えられています。

委託会社(いたくがいしゃ)

ファンドの設定・運用、目論見書・運用報告書の作成等を担当する会社(運用会社)を指します。

運用報告書(うんようほうこくしょ)

ファンドの運用内容に関する情報を記載した報告書です。投資信託法の定めによって、ファンドの決算時(年2回以上決算があるファンドについては年2回)および償還時に委託会社(運用会社)が作成し、販売会社を通じて受益者に送られます。運用報告書には、設定来の運用経過、投資環境の説明、組入れ有価証券の明細など、運用状況についての情報が記載されています。

解約価額(かいはくかがく)

途中解約する際に用いる価額で、解約金は解約口数に解約価額を乗じて計算されます。解約価額はファンドの基準価額から信託財産留保額を差引いた価額になります。ただし、信託財産留保額がないファンドでは基準価額と同じ価額となります。

格付け(かくづけ)

債券の発行体の元利金支払いに対する確実性を第三者機関が評価したものです。格付けが高いほど、元利金支払いの確実性が高いことを意味します。

「信用リスク」、「投資適格債券」

為替ヘッジ(かわせヘッジ)

外貨保有に伴う為替リスクを為替予約取引等を活用することにより回避または低減する行為をいいます。為替ヘッジを行う場合には、ヘッジ対象となる通貨と日本円の金利差に相当するヘッジ・コストまたはプレミアムが生じるため、海外の金利が日本の金利よりも高い場合であっても、直接享受することはできなくなります。

基準価額(きじゅんかがく)

ファンドの時価を表すものです。基準価額は、その日のファンドの純資産総額を総口数で割って計算され、日々変動します。一般的に、当初1口が1万円のファンドは1口当たりの価額、当初1口が1円のファンドは1万口当たりの価額で表示されます。

債務不履行(さいむふりこう)

債券の発行体が支払期日において元利金の支払いを行わない状態を債務不履行(デフォルト)といます。この場合、通常債券の投資家が投資元本を回収できないことになり、損失を被ります。

「信用リスク」、「格付け」

用語集

社債(しゃさい)

社債とは、企業が元利金の支払いを約束した債務証券のことで、発行体の信用リスク要因を有する一方で、国債に比べて高い利回りを提供しています。発行体の信用リスクはスタンダード・アンド・プアーズやムーディーズに代表される第三者機関によって評価され、元利払いの確実性に関して、これらの機関によってBBB-/Baa3格以上の格付けを付与された債券は「投資適格債」と総称されます。

しかしながら、発行体企業を取り巻く経営環境や景気動向等によっては、当該企業の元利払いの確実性に対する評価が格下げまたは格上げされることを通じて債券価格が大きく変動する可能性があるほか、元利金の支払いが予定通り行われない可能性(債務不履行)もあります。

受託銀行(じゅたくぎんこう)

ファンドの信託財産を保管・管理する信託銀行を指します。

信託報酬(しんたくほうしゅう)

信託財産から、ファンドの運営にかかわる委託会社等に対して支払われる報酬です。信託報酬は、通常、日々の純資産総額に対して定率で差引かれます。委託会社のファンド運用に対する報酬、販売会社の収益分配金や償還金の支払い等代行業務に対する報酬、受託銀行のファンド管理・保管に対する報酬などが含まれます。料率の内訳は目論見書に記載されています。

信用リスク(しんようリスク)

債券の発行体が債務不履行(デフォルト)に陥る可能性のことです。債券の元利金支払いの確実性が高いほど、信用リスクが低いといえます。

「格付け」、「債務不履行」、「投資適格債券」

デュレーション

デュレーションとは、金利が変化したときの価格変動の大きさを把握する尺度です。固定利付債の場合、満期までの期間が長いほど、デュレーションが長くなる傾向があります。デュレーションが長い債券は金利の動きに対して価格が大きく変動する傾向がある一方、短い場合には価格の動きも小さくなる傾向があります。

投資適格債券(とうしてきかくさいけん)

発行体の格付けがある一定の水準を満たしている債券のことで、通常トリプルBマイナス格相当以上の債券を指します。格付けがそれより低い債券は投機的格付け債(高利回り債)と呼ばれ、信用リスクにおいて投資適格債券とは差があります。

「信用リスク」、「格付け」

販売会社(はんばいがいしゃ)

主にファンドの募集・販売の取扱い、換金請求の受付、分配金・償還金・換金代金の支払いなどを行う金融機関を指します。

ベンチマーク

ファンド運用の目標となる指標であり、ファンドの投資対象を勘案して設定されます。また、投資家がファンドの運用対象や資産の基本配分比率を確認する際の目安となります。日本株式に投資するファンドであれば、TOPIX(東証株価指数)や日経平均株価指数などが基準となります。アクティブ型ファンドの場合はベンチマークを上回る投資成果を目指し、インデックス型ファンドの場合はベンチマークとの連動を目指します。

モーゲージ証券(MBS)(モーゲージしょうけん)

MBSとは、元利金の支払いが土地や家屋等の不動産により担保された住宅ローンを証券化した債券のことをいいます。米国においては、MBSの中でも政府抵当金庫(ジニーメイ)、連邦抵当金庫(ファニーメイ)、連邦住宅金融抵当公社(フレディマック)という3つの政府系機関によって発行もしくは支払保証された証券は、比較的高い信用力を持ちます。

ゴールドマン・サックス毎月分配債券ファンド

運用状況

(1) 投資状況

(2008年12月30日現在)

資産の種類	国名	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	—	209,307,889,247	100.05
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	△94,254,516	△0.05
合計(純資産総額)	—	209,213,634,731	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

参考情報

<ゴールドマン・サックス・グローバル・アグリゲート (除く日本) マザーファンド>

(2008年12月30日現在)

資産の種類	国名	時価合計 (円)	投資比率 (%)
国債証券	アメリカ	15,968,318,030	7.06
	カナダ	5,846,666,142	2.58
	ドイツ	5,307,915,156	2.35
	イタリア	6,321,268,091	2.79
	フランス	16,468,077,697	7.29
	イギリス	6,136,005,448	2.71
	オランダ	1,628,511,090	0.72
	スペイン	643,061,722	0.28
	ベルギー	3,342,408,463	1.48
	スウェーデン	618,026,224	0.27
	オーストリア	2,097,348,853	0.93
	デンマーク	949,185,387	0.42
	ギリシャ	1,063,063,631	0.47
	ポーランド	925,002,374	0.41
小計	67,314,858,308	29.76	
地方債証券	アメリカ	139,169,130	0.06
	カナダ	832,240,264	0.37
	小計	971,409,394	0.43
特殊債券	日本	799,762,271	0.35
	アメリカ	56,591,530,271	25.01
	ドイツ	8,973,623,757	3.97
	イタリア	529,824,458	0.23
	オランダ	1,866,722,642	0.83

(2008年12月30日現在)

資産の種類	国名	時価合計 (円)	投資比率 (%)
国債証券	ノルウェー	195,559	0.00
	デンマーク	795,706,464	0.35
	カザフスタン	410,727,360	0.18
	国際機関	3,020,716,401	1.34
小計	72,988,809,183	32.26	
社債券	日本	690,746,073	0.31
	アメリカ	36,620,532,140	16.16
	カナダ	156,180,202	0.07
	ドイツ	1,019,597,628	0.45
	イタリア	2,005,563,969	0.89
	フランス	4,562,139,987	2.02
	オーストラリア	1,965,395,673	0.87
	イギリス	9,498,016,371	4.20
	スイス	924,836,179	0.41
	バミューダ	681,497,595	0.30
	オランダ	2,559,420,890	1.13
	スペイン	3,251,332,130	1.44
	ノルウェー	1,583,357,759	0.70
	ルクセンブルク	6,499,151,679	2.87
	フィンランド	66,489,179	0.03
	アイルランド	1,469,808,161	0.65
	ケイマン	511,924,312	0.23
	カタール	266,633,032	0.12
	チャネル諸島	216,339,635	0.10
	ジャージー	129,102,535	0.06
小計	74,678,065,129	33.01	
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	10,267,796,864	4.54
合計(純資産総額)	—	226,220,938,878	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(2) 投資資産

① 投資有価証券の主要銘柄

(2008年12月30日現在)

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量 (口数)	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	ゴールドマン・サックス・グローバル・アグリゲート (除く日本) マザーファンド	180,360,094,138	1.1163	201,336,706,826	1.1605	209,307,889,247	—	—	100.05

種類別及び業種別投資比率 (2008年12月30日現在)

種類	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	100.05
合計	100.05

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

② 投資不動産物件

(2008年12月30日現在)

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

(2008年12月30日現在)

該当事項はありません。

参考情報

<ゴールドマン・サックス・グローバル・アグリゲート (除く日本) マザーファンド>

① 投資有価証券の主要銘柄

(2008年12月30日現在)

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量 (券面総額)	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	フランス	国債証券	FRANCE O.A.T. 6.5%	90,856,000	13,379.49	12,155,273,569	13,986.02	12,706,306,438	6.5	2011/4/25	5.62
2	アメリカ	特殊債券	PGLMC 004792	84,840,483.27	9,344.22	7,927,689,465	9,452.89	8,019,883,126	6.5	2038/10/1	3.55
3	アメリカ	特殊債券	PGLMC 004591	64,814,188.34	9,351.51	6,061,106,535	9,453.80	6,127,408,194	6.5	2038/8/1	2.71
4	イギリス	国債証券	UK TREASURY 4.5%	24,616,000	12,809.92	3,152,521,582	14,840.74	3,652,311,589	4.5	2042/12/7	1.61
5	ベルギー	国債証券	BELGIAN 0303 4.25%	24,950,000	12,391.64	3,091,715,716	13,396.42	3,342,408,463	4.25	2014/9/28	1.48
6	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 4.375%	25,720,000	8,921.85	2,294,699,897	12,343.10	3,174,646,249	4.375	2038/2/15	1.40
7	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 7.5%	20,420,000	11,870.87	2,424,032,958	14,894.74	3,041,514,841	7.5	2024/11/15	1.34
8	フランス	国債証券	FRANCE O.A.T. 4.25%	19,300,000	12,257.28	2,365,656,061	13,704.51	2,644,971,588	4.25	2017/10/25	1.17
9	ドイツ	国債証券	DEUTSCHLAND REP 5.5%	15,900,000	13,782.57	2,067,385,740	15,933.57	2,390,036,890	5.5	2031/1/4	1.04
10	イタリア	国債証券	ITPS 4.5%	17,820,000	12,194.58	2,173,075,581	13,064.71	2,328,132,391	4.5	2018/2/1	1.03
11	オーストリア	国債証券	REP OF AUSTRIA 4%	15,730,000	12,073.02	1,899,086,989	13,333.43	2,097,348,853	4	2016/9/15	0.93
12	カナダ	国債証券	CANADA-GOV'T 4.5%	24,300,000	7,837.85	1,904,599,612	8,576.79	2,084,162,097	4.5	2014/10/15	0.91
13	アメリカ	特殊債券	FSR 2008-56 FD	22,950,234.96	8,601.42	1,974,047,179	9,014.12	2,068,763,419	1.41125	2048/7/25	0.90
14	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 8.125%	14,350,000	11,900.75	1,707,757,970	13,651.65	1,959,013,190	8.125	2019/8/15	0.87
15	イタリア	国債証券	ITPS 5%	14,810,000	12,245.77	1,813,598,833	12,753.77	1,888,833,810	5	2034/8/1	0.83
16	オランダ	特殊債券	BK MED GEMEENTEN 4%	14,316,000	12,319.98	1,762,990,397	13,044.88	1,866,722,642	4	2012/2/15	0.83
17	ルクセンブルク	社債券	EUROPO SA LUX 4.25%	21,300,000	9,189.35	1,957,331,775	8,763.33	1,866,591,369	4.25	2010/5/13	0.83
18	国際機関	特殊債券	EUROPEAN INTL BND 4.25%	13,040,000	12,287.99	1,602,355,043	13,398.89	1,745,650,594	4.25	2014/10/15	0.77
19	イギリス	国債証券	UK TREASURY 5%	11,300,000	12,965.48	1,465,099,296	14,656.59	1,656,195,318	5	2014/9/7	0.73
20	カナダ	国債証券	CANADA-GOV'T 5.75%	16,700,000	9,032.24	1,508,384,917	9,994.30	1,654,018,625	5.75	2029/6/1	0.73
21	フランス	社債券	HELIA MENI AGENCY 3.875%	12,900,000	11,979.69	1,545,380,264	12,742.70	1,643,898,901	3.875	2014/7/12	0.73
22	ルクセンブルク	社債券	EUROPO SA LUX 4.625%	17,700,000	9,259.90	1,639,003,788	8,935.80	1,581,637,520	4.625	2010/9/30	0.70
23	オランダ	国債証券	NETHERLANDS GOVT 4.5%	11,050,000	12,491.45	1,380,305,799	13,835.03	1,528,771,389	4.5	2017/7/15	0.68
24	ノルウェー	社債券	ESSPORTINNAS 0%	10,950,000	13,030.70	1,426,868,517	13,656.86	1,495,426,491	0	2010/9/6	0.66
25	ドイツ	特殊債券	KfW 4.375%	11,944,000	12,177.31	1,344,862,491	13,370.54	1,476,642,481	4.375	2018/7/4	0.65
26	アメリカ	特殊債券	PSS 357 1	17,820,367.27	6,600.58	1,176,248,541	8,266.69	1,473,153,075	0	2035/3/1	0.65
27	アメリカ	国債証券	WI TREASURY BILL 0%	16,000,000	9,021.35	1,443,417,524	9,021.35	1,443,417,524	—	2009/11/19	0.64
28	ドイツ	国債証券	DEUTSCHLAND REP 4.25%	9,910,000	11,554.78	1,145,079,490	14,561.84	1,443,079,136	4.25	2039/7/4	0.64
29	アメリカ	国債証券	TSY INFL 1X N/B 1.75%	16,210,000	8,611.56	1,395,905,038	8,847.97	1,434,256,794	1.75	2028/1/15	0.63
30	ドイツ	特殊債券	KfW 5.125%	13,660,000	9,420.70	1,286,876,843	10,484.28	1,432,152,663	5.125	2016/3/14	0.63

ゴールドマン・サックス毎月分配債券ファンド

種類別及び業種別投資比率 (2008年12月30日現在)

種類	投資比率 (%)
国債証券	29.76
地方債証券	0.43
特殊債券	32.26
社債券	33.01
合計	95.46

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

② 投資不動産物件

(2008年12月30日現在)
該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

有価証券先物取引等

資産の種類	地域	取引所	資産の名称	買建 / 売建	数量	通貨	帳簿価額	(2008年12月30日現在)		
								評価額金額	評価額金額 (円)	投資 比率 (%)
債券先物 取引	アメリカ	シカゴ商品取引 所	CBT 10Y 0903	買建	1,005	米ドル	117,868,071.11	128,388,750	11,687,227,912	5.17
	アメリカ	シカゴ商品取引 所	CBT 2Y 0903	売建	212	米ドル	45,864,322.42	46,202,750	4,205,836,332	△1.86
	アメリカ	シカゴ商品取引 所	CBT 20Y 0903	売建	1,446	米ドル	186,055,090.86	203,727,850.98	18,545,346,275	△8.20
	アメリカ	シカゴ商品取引 所	CBT 5Y 0903	買建	1,434	米ドル	165,305,146.62	171,766,312.5	15,635,887,426	6.91
	ドイツ	ユーレックス・ ドイツ金融先物 取引所	BORL 0903	買建	902	ユーロ	104,283,724	105,146,140	13,454,500,074	5.95
	ドイツ	ユーレックス・ ドイツ金融先物 取引所	BUND10Y 0903	売建	11	ユーロ	1,366,448	1,378,850	176,437,646	△0.08
	ドイツ	ユーレックス・ ドイツ金融先物 取引所	SCHATZ 0903	買建	1,232	ユーロ	131,951,759	132,526,240	16,958,057,671	7.50
	イギリス	ロンドン国際金 融先物オプション 取引所	GILT 0903	買建	232	英ポンド	26,920,686	28,468,720	3,753,031,357	1.66

(注1) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価比率をいいます。
(注2) 評価額は、計算日に知りうる直近の日の、主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。2つ以上の取引所に上場されていて、かつ当該取引所相互間で反対売買可能な先物取引については、取引量を勘案して評価を行う取引所を決定しております。

(3) 運用実績

① 純資産の推移

2008年12月30日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期末の純資産の推移は次の通りです。

期	年月日	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり純 資産額 (円) (分配落)	1口当たり純 資産額 (円) (分配付)
第1期	(2002年9月17日)	15,694	15,747	1.0425	1.0460
第2期	(2002年10月15日)	19,391	19,455	1.0630	1.0665
第3期	(2002年11月15日)	22,452	22,528	1.0395	1.0430
第4期	(2002年12月16日)	27,504	27,596	1.0494	1.0529
第5期	(2003年1月15日)	31,348	31,453	1.0436	1.0471
第6期	(2003年2月17日)	36,659	36,778	1.0814	1.0849
第7期	(2003年3月17日)	39,829	39,961	1.0597	1.0632
第8期	(2003年4月15日)	44,863	45,009	1.0722	1.0757
第9期	(2003年5月15日)	49,828	49,988	1.0903	1.0938
第10期	(2003年6月16日)	55,044	55,213	1.1400	1.1435
第11期	(2003年7月15日)	74,519	74,757	1.0936	1.0971
第12期	(2003年8月15日)	87,501	87,787	1.0712	1.0747
第13期	(2003年9月16日)	98,862	99,185	1.0713	1.0748
第14期	(2003年10月15日)	103,521	103,879	1.0125	1.0160
第15期	(2003年11月17日)	113,193	113,582	1.0186	1.0221
第16期	(2003年12月15日)	123,070	123,489	1.0274	1.0309
第17期	(2004年1月15日)	133,095	133,542	1.0400	1.0435
第18期	(2004年2月16日)	142,493	142,974	1.0368	1.0403
第19期	(2004年3月15日)	154,191	154,693	1.0746	1.0781
第20期	(2004年4月15日)	158,152	158,692	1.0248	1.0283
第21期	(2004年5月17日)	171,601	172,170	1.0549	1.0584
第22期	(2004年6月15日)	175,185	175,780	1.0299	1.0334
第23期	(2004年7月15日)	186,774	187,403	1.0378	1.0413
第24期	(2004年8月16日)	197,215	197,869	1.0557	1.0592
第25期	(2004年9月15日)	200,104	200,776	1.0420	1.0455
第26期	(2004年10月15日)	204,176	204,855	1.0519	1.0554
第27期	(2004年11月15日)	204,706	205,398	1.0356	1.0391
第28期	(2004年12月15日)	214,416	215,130	1.0499	1.0534
第29期	(2005年1月17日)	211,752	212,484	1.0131	1.0166
第30期	(2005年2月15日)	227,275	228,038	1.0420	1.0455

期	年月日	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり純 資産額 (円) (分配落)	1口当たり純 資産額 (円) (分配付)
第31期	(2005年3月15日)	234,005	234,795	1.0367	1.0402
第32期	(2005年4月15日)	250,445	251,277	1.0538	1.0573
第33期	(2005年5月16日)	256,146	257,004	1.0442	1.0477
第34期	(2005年6月15日)	264,624	265,509	1.0461	1.0496
第35期	(2005年7月15日)	274,865	275,765	1.0691	1.0726
第36期	(2005年8月15日)	272,512	273,416	1.0546	1.0581
第37期	(2005年9月15日)	280,192	281,113	1.0645	1.0680
第38期	(2005年10月17日)	288,432	289,371	1.0757	1.0792
第39期	(2005年11月15日)	292,301	293,235	1.0945	1.0980
第40期	(2005年12月15日)	290,506	291,559	1.1031	1.1071
第41期	(2006年1月16日)	285,665	286,724	1.0787	1.0827
第42期	(2006年2月15日)	290,373	291,439	1.0900	1.0940
第43期	(2006年3月15日)	290,620	291,690	1.0870	1.0910
第44期	(2006年4月17日)	291,909	292,989	1.0805	1.0845
第45期	(2006年5月15日)	280,085	281,171	1.0317	1.0357
第46期	(2006年6月15日)	291,852	292,946	1.0668	1.0708
第47期	(2006年7月18日)	297,288	298,394	1.0754	1.0794
第48期	(2006年8月15日)	300,956	302,070	1.0807	1.0847
第49期	(2006年9月15日)	306,297	307,412	1.0993	1.1033
第50期	(2006年10月16日)	308,124	309,238	1.1057	1.1097
第51期	(2006年11月15日)	308,882	309,996	1.1083	1.1123
第52期	(2006年12月15日)	313,575	314,691	1.1238	1.1278
第53期	(2007年1月15日)	312,899	314,013	1.1232	1.1272
第54期	(2007年2月15日)	311,578	312,679	1.1318	1.1358
第55期	(2007年3月15日)	304,673	305,770	1.1113	1.1153
第56期	(2007年4月16日)	309,974	311,069	1.1324	1.1364
第57期	(2007年5月15日)	312,300	313,527	1.1457	1.1502
第58期	(2007年6月15日)	310,437	311,663	1.1392	1.1437
第59期	(2007年7月17日)	312,936	314,156	1.1539	1.1584
第60期	(2007年8月15日)	298,282	299,494	1.1076	1.1121
第61期	(2007年9月18日)	298,544	299,756	1.1084	1.1129
第62期	(2007年10月15日)	306,609	307,821	1.1386	1.1431

期	年月日	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり純 資産額 (円) (分配落)	1口当たり純 資産額 (円) (分配付)
第63期	(2007年11月15日)	297,671	298,881	1.1066	1.1111
第64期	(2007年12月17日)	297,121	298,322	1.1132	1.1177
第65期	(2008年1月15日)	292,310	293,512	1.0940	1.0985
第66期	(2008年2月15日)	288,100	289,298	1.0823	1.0868
第67期	(2008年3月17日)	266,131	267,326	1.0022	1.0067
第68期	(2008年4月15日)	273,603	274,798	1.0304	1.0349
第69期	(2008年5月15日)	278,746	279,942	1.0489	1.0534
第70期	(2008年6月16日)	279,075	280,276	1.0463	1.0508
第71期	(2008年7月15日)	279,492	280,692	1.0477	1.0522
第72期	(2008年8月15日)	276,824	278,020	1.0414	1.0459
第73期	(2008年9月16日)	258,504	259,698	0.9744	0.9789
第74期	(2008年10月15日)	229,713	230,883	0.8831	0.8876
第75期	(2008年11月17日)	207,691	208,854	0.8032	0.8077
第76期	(2008年12月15日)	202,029	203,187	0.7850	0.7895
	2007年12月末日	302,022	—	1.1307	—
	2008年1月末日	287,697	—	1.0794	—
	2008年2月末日	283,327	—	1.0652	—
	2008年3月末日	270,230	—	1.0183	—
	2008年4月末日	277,554	—	1.0453	—
	2008年5月末日	278,135	—	1.0456	—
	2008年6月末日	280,067	—	1.0499	—
	2008年7月末日	278,929	—	1.0479	—
	2008年8月末日	275,384	—	1.0375	—
	2008年9月末日	251,061	—	0.9536	—
	2008年10月末日	214,661	—	0.8304	—
	2008年11月末日	209,595	—	0.8118	—
	2008年12月末日	209,213	—	0.8157	—

(注) 表中の末日とはその月の最終営業日を指します。

ゴールドマン・サックス毎月分配債券ファンド

② 分配の推移

期	計算期間	1口当たりの分配金 (円)
第1期	自 2002年6月28日 至 2002年9月17日	0.0035
第2期	自 2002年9月18日 至 2002年10月15日	0.0035
第3期	自 2002年10月16日 至 2002年11月15日	0.0035
第4期	自 2002年11月16日 至 2002年12月16日	0.0035
第5期	自 2002年12月17日 至 2003年1月15日	0.0035
第6期	自 2003年1月16日 至 2003年2月17日	0.0035
第7期	自 2003年2月18日 至 2003年3月17日	0.0035
第8期	自 2003年3月18日 至 2003年4月15日	0.0035
第9期	自 2003年4月16日 至 2003年5月15日	0.0035
第10期	自 2003年5月16日 至 2003年6月16日	0.0035
第11期	自 2003年6月17日 至 2003年7月15日	0.0035
第12期	自 2003年7月16日 至 2003年8月15日	0.0035
第13期	自 2003年8月16日 至 2003年9月16日	0.0035
第14期	自 2003年9月17日 至 2003年10月15日	0.0035
第15期	自 2003年10月16日 至 2003年11月17日	0.0035
第16期	自 2003年11月18日 至 2003年12月15日	0.0035
第17期	自 2003年12月16日 至 2004年1月15日	0.0035
第18期	自 2004年1月16日 至 2004年2月16日	0.0035
第19期	自 2004年2月17日 至 2004年3月15日	0.0035
第20期	自 2004年3月16日 至 2004年4月15日	0.0035
第21期	自 2004年4月16日 至 2004年5月17日	0.0035
第22期	自 2004年5月18日 至 2004年6月15日	0.0035

期	計算期間	1口当たりの分配金 (円)
第23期	自 2004年6月16日 至 2004年7月15日	0.0035
第24期	自 2004年7月16日 至 2004年8月16日	0.0035
第25期	自 2004年8月17日 至 2004年9月15日	0.0035
第26期	自 2004年9月16日 至 2004年10月15日	0.0035
第27期	自 2004年10月16日 至 2004年11月15日	0.0035
第28期	自 2004年11月16日 至 2004年12月15日	0.0035
第29期	自 2004年12月16日 至 2005年1月17日	0.0035
第30期	自 2005年1月18日 至 2005年2月15日	0.0035
第31期	自 2005年2月16日 至 2005年3月15日	0.0035
第32期	自 2005年3月16日 至 2005年4月15日	0.0035
第33期	自 2005年4月16日 至 2005年5月16日	0.0035
第34期	自 2005年5月17日 至 2005年6月15日	0.0035
第35期	自 2005年6月16日 至 2005年7月15日	0.0035
第36期	自 2005年7月16日 至 2005年8月15日	0.0035
第37期	自 2005年8月16日 至 2005年9月15日	0.0035
第38期	自 2005年9月16日 至 2005年10月17日	0.0035
第39期	自 2005年10月18日 至 2005年11月15日	0.0035
第40期	自 2005年11月16日 至 2005年12月15日	0.0040
第41期	自 2005年12月16日 至 2006年1月16日	0.0040
第42期	自 2006年1月17日 至 2006年2月15日	0.0040
第43期	自 2006年2月16日 至 2006年3月15日	0.0040
第44期	自 2006年3月16日 至 2006年4月17日	0.0040

期	計算期間	1口当たりの分配金 (円)
第45期	自 2006年4月18日 至 2006年5月15日	0.0040
第46期	自 2006年5月16日 至 2006年6月15日	0.0040
第47期	自 2006年6月16日 至 2006年7月18日	0.0040
第48期	自 2006年7月19日 至 2006年8月15日	0.0040
第49期	自 2006年8月16日 至 2006年9月15日	0.0040
第50期	自 2006年9月16日 至 2006年10月16日	0.0040
第51期	自 2006年10月17日 至 2006年11月15日	0.0040
第52期	自 2006年11月16日 至 2006年12月15日	0.0040
第53期	自 2006年12月16日 至 2007年1月15日	0.0040
第54期	自 2007年1月16日 至 2007年2月15日	0.0040
第55期	自 2007年2月16日 至 2007年3月15日	0.0040
第56期	自 2007年3月16日 至 2007年4月16日	0.0040
第57期	自 2007年4月17日 至 2007年5月15日	0.0045
第58期	自 2007年5月16日 至 2007年6月15日	0.0045
第59期	自 2007年6月16日 至 2007年7月17日	0.0045
第60期	自 2007年7月18日 至 2007年8月15日	0.0045
第61期	自 2007年8月16日 至 2007年9月18日	0.0045
第62期	自 2007年9月19日 至 2007年10月15日	0.0045
第63期	自 2007年10月16日 至 2007年11月15日	0.0045
第64期	自 2007年11月16日 至 2007年12月17日	0.0045
第65期	自 2007年12月18日 至 2008年1月15日	0.0045
第66期	自 2008年1月16日 至 2008年2月15日	0.0045

期	計算期間	1口当たりの分配金 (円)
第67期	自 2008年2月16日 至 2008年3月17日	0.0045
第68期	自 2008年3月18日 至 2008年4月15日	0.0045
第69期	自 2008年4月16日 至 2008年5月15日	0.0045
第70期	自 2008年5月16日 至 2008年6月16日	0.0045
第71期	自 2008年6月17日 至 2008年7月15日	0.0045
第72期	自 2008年7月16日 至 2008年8月15日	0.0045
第73期	自 2008年8月16日 至 2008年9月16日	0.0045
第74期	自 2008年9月17日 至 2008年10月15日	0.0045
第75期	自 2008年10月16日 至 2008年11月17日	0.0045
第76期	自 2008年11月18日 至 2008年12月15日	0.0045

ゴールドマン・サックス毎月分配債券ファンド

③ 収益率の推移

期	計算期間	収益率 (%)
第1期	自 2002年6月28日 至 2002年9月17日	4.6
第2期	自 2002年9月18日 至 2002年10月15日	2.3
第3期	自 2002年10月16日 至 2002年11月15日	△1.9
第4期	自 2002年11月16日 至 2002年12月16日	1.3
第5期	自 2002年12月17日 至 2003年1月15日	△0.2
第6期	自 2003年1月16日 至 2003年2月17日	4.0
第7期	自 2003年2月18日 至 2003年3月17日	△1.7
第8期	自 2003年3月18日 至 2003年4月15日	1.5
第9期	自 2003年4月16日 至 2003年5月15日	2.0
第10期	自 2003年5月16日 至 2003年6月16日	4.9
第11期	自 2003年6月17日 至 2003年7月15日	△3.8
第12期	自 2003年7月16日 至 2003年8月15日	△1.7
第13期	自 2003年8月16日 至 2003年9月16日	0.3
第14期	自 2003年9月17日 至 2003年10月15日	△5.2
第15期	自 2003年10月16日 至 2003年11月17日	0.9
第16期	自 2003年11月18日 至 2003年12月15日	1.2
第17期	自 2003年12月16日 至 2004年1月15日	1.6
第18期	自 2004年1月16日 至 2004年2月16日	0.0
第19期	自 2004年2月17日 至 2004年3月15日	4.0
第20期	自 2004年3月16日 至 2004年4月15日	△4.3
第21期	自 2004年4月16日 至 2004年5月17日	3.3
第22期	自 2004年5月18日 至 2004年6月15日	△2.0

期	計算期間	収益率 (%)
第23期	自 2004年6月16日 至 2004年7月15日	1.1
第24期	自 2004年7月16日 至 2004年8月16日	2.1
第25期	自 2004年8月17日 至 2004年9月15日	△1.0
第26期	自 2004年9月16日 至 2004年10月15日	1.3
第27期	自 2004年10月16日 至 2004年11月15日	△1.2
第28期	自 2004年11月16日 至 2004年12月15日	1.7
第29期	自 2004年12月16日 至 2005年1月17日	△3.2
第30期	自 2005年1月18日 至 2005年2月15日	3.2
第31期	自 2005年2月16日 至 2005年3月15日	△0.2
第32期	自 2005年3月16日 至 2005年4月15日	2.0
第33期	自 2005年4月16日 至 2005年5月16日	△0.6
第34期	自 2005年5月17日 至 2005年6月15日	0.5
第35期	自 2005年6月16日 至 2005年7月15日	2.5
第36期	自 2005年7月16日 至 2005年8月15日	△1.0
第37期	自 2005年8月16日 至 2005年9月15日	1.3
第38期	自 2005年9月16日 至 2005年10月17日	1.4
第39期	自 2005年10月18日 至 2005年11月15日	2.1
第40期	自 2005年11月16日 至 2005年12月15日	1.2
第41期	自 2005年12月16日 至 2006年1月16日	△1.8
第42期	自 2006年1月17日 至 2006年2月15日	1.4
第43期	自 2006年2月16日 至 2006年3月15日	0.1
第44期	自 2006年3月16日 至 2006年4月17日	△0.2

期	計算期間	収益率 (%)
第45期	自 2006年4月18日 至 2006年5月15日	△4.1
第46期	自 2006年5月16日 至 2006年6月15日	3.8
第47期	自 2006年6月16日 至 2006年7月18日	1.2
第48期	自 2006年7月19日 至 2006年8月15日	0.9
第49期	自 2006年8月16日 至 2006年9月15日	2.1
第50期	自 2006年9月16日 至 2006年10月16日	0.9
第51期	自 2006年10月17日 至 2006年11月15日	0.6
第52期	自 2006年11月16日 至 2006年12月15日	1.8
第53期	自 2006年12月16日 至 2007年1月15日	0.3
第54期	自 2007年1月16日 至 2007年2月15日	1.1
第55期	自 2007年2月16日 至 2007年3月15日	△1.5
第56期	自 2007年3月16日 至 2007年4月16日	2.3
第57期	自 2007年4月17日 至 2007年5月15日	1.6
第58期	自 2007年5月16日 至 2007年6月15日	△0.2
第59期	自 2007年6月16日 至 2007年7月17日	1.7
第60期	自 2007年7月18日 至 2007年8月15日	△3.6
第61期	自 2007年8月16日 至 2007年9月18日	0.5
第62期	自 2007年9月19日 至 2007年10月15日	3.1
第63期	自 2007年10月16日 至 2007年11月15日	△2.4
第64期	自 2007年11月16日 至 2007年12月17日	1.0
第65期	自 2007年12月18日 至 2008年1月15日	△1.3
第66期	自 2008年1月16日 至 2008年2月15日	△0.7

期	計算期間	収益率 (%)
第67期	自 2008年2月16日 至 2008年3月17日	△7.0
第68期	自 2008年3月18日 至 2008年4月15日	3.3
第69期	自 2008年4月16日 至 2008年5月15日	2.2
第70期	自 2008年5月16日 至 2008年6月16日	0.2
第71期	自 2008年6月17日 至 2008年7月15日	0.6
第72期	自 2008年7月16日 至 2008年8月15日	△0.2
第73期	自 2008年8月16日 至 2008年9月16日	△6.0
第74期	自 2008年9月17日 至 2008年10月15日	△8.9
第75期	自 2008年10月16日 至 2008年11月17日	△8.5
第76期	自 2008年11月18日 至 2008年12月15日	△1.7

ゴールドマン・サックス毎月分配債券ファンド

財務ハイライト情報

- 以下の情報は、「請求目論見書」の「第4 ファンドの経理状況」の「1 財務諸表」に記載された情報を抜粋して記載したものです。
- 「請求目論見書」の「第4 ファンドの経理状況」の「1 財務諸表」については、あらた監査法人による監査を受けており、当該監査報告書は当有価証券届出書に添付されております。

ゴールドマン・サックス毎月分配債券ファンド

(1) 貸借対照表

区分	注記番号	前期	当期
		(2008年6月16日現在)	(2008年12月15日現在)
		金額 (円)	金額 (円)
資産の部			
流動資産			
親投資信託受益証券		280,547,290,950	203,362,446,943
未収入金		161,016,282	114,421,257
流動資産合計		280,708,307,232	203,476,868,200
資産合計			
280,708,307,232			
負債の部			
流動負債			
未払収益分配金		1,200,252,024	1,158,118,754
未払解約金		161,016,282	114,421,257
未払受託者報酬		12,802,026	8,265,361
未払委託者報酬		256,040,523	165,307,222
その他未払費用		2,432,377	1,504,287
流動負債合計		1,632,543,232	1,447,616,881
負債合計			
1,632,543,232			
純資産の部			
元本等			
元本		266,722,672,047	257,359,723,160
剰余金			
期末剰余金又は期末欠損金 (△)		12,353,091,953	△55,330,471,841
(分配準備積立金)		21,143,463,927	18,422,093,607
元本等合計		279,075,764,000	202,029,251,319
純資産合計		279,075,764,000	202,029,251,319
負債純資産合計		280,708,307,232	203,476,868,200

(2) 損益及び剰余金計算書

区分	注記番号	前期	当期
		自 2007年12月18日 至 2008年6月16日	自 2008年6月17日 至 2008年12月15日
		金額 (円)	金額 (円)
営業収益			
有価証券売買等損益		△9,073,568,324	△59,952,555,001
営業収益合計		△9,073,568,324	△59,952,555,001
営業費用			
受託者報酬		73,895,658	65,655,730
委託者報酬		1,477,913,162	1,313,114,656
その他費用		11,769,471	11,309,967
営業費用合計		1,563,578,291	1,390,080,353
営業損失 (△)		△10,637,146,615	△61,342,635,354
経常損失 (△)		△10,637,146,615	△61,342,635,354
当期純損失 (△)		△10,637,146,615	△61,342,635,354
一部解約に伴う当期純損失金額の分配額 (△)		△35,291,835	△306,978,136
期首剰余金又は期首欠損金 (△)		30,209,155,599	12,353,091,953
剰余金増加額又は欠損金減少額		531,210,876	934,030,220
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		—	783,991,641
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		531,210,876	150,038,579
剰余金減少額又は欠損金増加額		599,126,379	499,170,819
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		599,126,379	224,577,773
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		—	274,593,046
分配金		7,186,293,363	7,082,765,977
期末剰余金又は期末欠損金 (△)		12,353,091,953	△55,330,471,841

(3) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	前期 自 2007年12月18日 至 2008年6月16日	当期 自 2008年6月17日 至 2008年12月15日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。	親投資信託受益証券 同左
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	特定期間の取扱い 2007年12月15日及びその翌日が休業日のため、本特定期間期首は2007年12月18日としており、2008年6月15日が休業日のため、本特定期間末日は2008年6月16日としております。	特定期間の取扱い 2008年6月15日が休業日のため、本特定期間期首は2008年6月17日としております。

(貸借対照表に関する注記)

区分	前期 (2008年6月16日現在)	当期 (2008年12月15日現在)
1. 元本の推移		
期首元本額	266,912,432,477円	266,722,672,047円
期中追加設定元本額	9,457,903,445円	5,804,365,013円
期中一部解約元本額	9,647,663,875円	15,167,313,900円
2. 特定期間末日における受益権の総数	266,722,672,047口	257,359,723,160口
3. 元本の欠損	—	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は55,330,471,841円であります。

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区分	前期 自 2007年12月18日 至 2008年6月16日	当期 自 2008年6月17日 至 2008年12月15日
分配金の計算過程		
	2007年12月18日から 2008年1月15日までの計算期間	2008年6月17日から 2008年7月15日までの計算期間
費用控除後の配当等収益額	879,909,890円	1,079,487,219円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	—円	—円
収益調整金額	38,927,013,782円	39,704,423,745円
分配準備積立金額	23,103,638,177円	21,032,682,727円
本ファンドの分配対象収益額	62,910,561,849円	61,816,593,691円
本ファンドの期末残存口数	267,189,305,452口	266,759,436,820口
1口当たり収益分配対象額	0.235453円	0.231731円
1口当たり分配金額	0.0045円	0.0045円
収益分配金総額	1,202,351,874円	1,200,417,465円
	2008年1月16日から 2008年2月15日までの計算期間	2008年7月16日から 2008年8月15日までの計算期間
費用控除後の配当等収益額	1,027,441,981円	1,019,170,139円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	—円	—円
収益調整金額	38,903,908,128円	39,650,166,121円
分配準備積立金額	22,580,870,137円	20,759,850,296円
本ファンドの分配対象収益額	62,512,220,246円	61,429,186,556円
本ファンドの期末残存口数	266,194,403,465口	265,825,847,675口
1口当たり収益分配対象額	0.234836円	0.231088円
1口当たり分配金額	0.0045円	0.0045円
収益分配金総額	1,197,874,815円	1,196,216,314円
	2008年2月16日から 2008年3月17日までの計算期間	2008年8月16日から 2008年9月16日までの計算期間
費用控除後の配当等収益額	857,740,422円	897,702,812円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	—円	—円
収益調整金額	38,927,382,608円	39,660,649,644円
分配準備積立金額	22,244,766,318円	20,457,574,221円
本ファンドの分配対象収益額	62,029,889,348円	61,015,926,677円
本ファンドの期末残存口数	265,555,843,104口	265,301,894,496口
1口当たり収益分配対象額	0.233585円	0.229986円
1口当たり分配金額	0.0045円	0.0045円
収益分配金総額	1,195,001,293円	1,193,858,525円

ゴールドマン・サックス毎月分配債券ファンド

区分	前期	当期
	自 2007年12月18日 至 2008年6月16日	自 2008年6月17日 至 2008年12月15日
	2008年3月18日から 2008年4月15日までの計算期間	2008年9月17日から 2008年10月15日までの計算期間
費用控除後の配当等収益額	1,180,316,962円	956,700,508円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	－円	－円
収益調整金額	39,070,811,773円	38,955,990,033円
分配準備積立金額	21,768,408,204円	19,704,242,188円
本ファンドの分配対象収益額	62,019,536,939円	59,616,932,729円
本ファンドの期末残存口数	265,541,586,433口	260,124,855,954口
1口当たり収益分配対象額	0.233558円	0.229185円
1口当たり分配金額	0.0045円	0.0045円
収益分配金金額	1,194,937,138円	1,170,561,851円
	2008年4月16日から 2008年6月15日までの計算期間	2008年10月16日から 2008年11月17日までの計算期間
費用控除後の配当等収益額	1,100,033,619円	840,767,743円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	－円	－円
収益調整金額	39,235,920,646円	38,790,922,972円
分配準備積立金額	21,643,510,365円	19,310,210,534円
本ファンドの分配対象収益額	61,979,464,630円	58,941,901,249円
本ファンドの期末残存口数	265,750,271,053口	258,576,237,445口
1口当たり収益分配対象額	0.233224円	0.227947円
1口当たり分配金額	0.0045円	0.0045円
収益分配金金額	1,195,876,219円	1,163,593,068円
	2008年5月16日から 2008年6月16日までの計算期間	2008年11月18日から 2008年12月15日までの計算期間
費用控除後の配当等収益額	905,600,892円	722,510,833円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	－円	－円
収益調整金額	39,574,575,011円	38,651,550,768円
分配準備積立金額	21,438,115,059円	18,857,701,528円
本ファンドの分配対象収益額	61,918,290,962円	58,231,763,129円
本ファンドの期末残存口数	266,722,672,047口	257,359,723,160口
1口当たり収益分配対象額	0.232144円	0.226266円
1口当たり分配金額	0.0045円	0.0045円
収益分配金金額	1,200,252,024円	1,158,118,754円

(注) 上記の費用控除後の配当等収益額は本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含んでおります。

参考情報

本ファンドは、「ゴールドマン・サックス・グローバル・アグリゲート (除く日本) マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。

なお、同親投資信託の状況は以下のとおりです。

「ゴールドマン・サックス・グローバル・アグリゲート (除く日本) マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査対象外であります。

(1) 貸借対照表

区分	注記 番号	(2008年6月16日現在)	(2008年12月15日現在)
		金額 (円)	金額 (円)
資産の部			
流動資産			
預金		11,146,613,093	595,329
コール・ローン		1,697,210,028	3,853,383,876
国債証券		91,771,456,093	64,732,884,645
地方債証券		1,246,583,089	952,752,622
特殊債券		91,479,616,313	78,185,232,211
社債券		111,104,407,986	73,054,187,943
派生商品評価勘定		8,790,951,794	16,378,243,542
未収入金		4,627,266,589	10,699,618,010
未収利息		3,959,693,093	3,578,832,625
前払費用		606,999,199	68,353,568
差入委託証拠金		1,353,499,449	1,081,670,783
流動資産合計		327,784,296,726	252,585,755,154
資産合計		327,784,296,726	252,585,755,154
負債の部			
流動負債			
売付債券		－	6,817,125,395
派生商品評価勘定		9,525,212,572	17,530,823,574
未払金		13,223,603,633	8,478,286,820
未払解約金		172,316,281	114,421,257
流動負債合計		22,921,132,486	32,940,657,046
負債合計		22,921,132,486	32,940,657,046
純資産の部			
元本等			
元本		212,249,245,901	196,762,532,555
剰余金			
期末剰余金		92,613,918,339	22,882,565,553
剰余金合計		92,613,918,339	22,882,565,553
元本等合計		304,863,164,240	219,645,098,108
純資産合計		304,863,164,240	219,645,098,108
負債・純資産合計		327,784,296,726	252,585,755,154

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	前期 (2008年6月16日現在)		当期 (2008年12月15日現在)	
	貸借対照表計上額 (円)	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	貸借対照表計上額 (円)	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	280,547,290,950	1,074,115,467	203,362,446,943	△3,169,709,146
合計	280,547,290,950	1,074,115,467	203,362,446,943	△3,169,709,146

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

区分	前期 (2008年6月16日現在)	当期 (2008年12月15日現在)
1口当たり純資産額	1.0463円	0.7850円

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	自 2007年12月18日 至 2008年6月16日	自 2008年6月17日 至 2008年12月15日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券、売付債券 個別法に基づき、法令及び社団法人投資信託協会規則に従い、時価評価しております。	国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券、売付債券 同左
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	(1) 為替予約取引 為替予約の評価は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仕値によって計算しております。 (2) 先物取引 個別法に基づき、法令及び社団法人投資信託協会規則に従い、時価評価しております。	(1) 為替予約取引 同左 (2) 先物取引 同左
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。 但し、同61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする処理処理を採用しております。	外貨建取引等の処理基準 同左

ゴールドマン・サックス毎月分配債券ファンド

(1口当たり情報)

区分	(2008年6月16日現在)	(2008年12月15日現在)
1口当たり純資産額	1.4363円	1.1163円

(重要な後発事象に関する注記)
該当事項はありません。

信託約款

追加型証券投資信託
ゴールドマン・サックス毎月分配債券ファンド
(愛称 妖精物語)

運用の基本方針

新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)への実質投資割合は、取得時において信託財産の 3% 以下とします。

約款第 21 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長をめざして運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

ゴールドマン・サックス・グローバル・アグリゲート(除く日本)マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券を主要投資対象とします。

(2) 運用方針

主としてマザーファンドの受益証券に投資し、原則として、その組入れ比率を高位に保ちます(ただし、投資環境等により、当該受益証券の組入れ比率を引き下げる場合もあります。)

信託財産は、マザーファンドを通じて日本を除く世界各国の国債、政府関係機関債、社債、モーゲージ証券およびアセットバック証券等に投資します。

ポートフォリオの平均格付は、ダブル A 格(ダブル A マイナス格を含みます。)相当以上を維持することを目指します。

マザーファンドの投資対象となる債券の格付は、組入れ時においてトリプル B 格(トリプル B マイナス格を含みます。)相当以上のものとします。また、格付を取得していない債券に関しては、委託者またはその運用の外部委託先が前記格付相当以上であると判断した場合には、投資することができるものとします。

実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行わず、パークレイズ・キャピタル・グローバル・アグリゲート・インデックス(除く日本、円ベース)をベンチマークとし、長期的にこれを上回る投資成果を目指します。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピーおよびゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナルに債券および通貨の運用の指図に関する権限(デリバティブ取引等にかかる運用の指図を含みます。)を委託します。

市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針に従った運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

外貨建資産の組入れについては制限を設けません。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

株式(新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。)への実質投資割合は、信託財産の 5% 以下とします。

同一銘柄の債券への実質投資割合は、取得時において信託財産の 5% 以下とします。ただし、国債、政府関係機関債(委託者またはその運用の外部委託先が政府関係機関債と同等の信用度を有するとみなす債券を含みます。)および短期金融商品についてはかかる上限は適用されないものとします。

同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の 3% 以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の 3% 以下とします。

投資信託証券(マザーファンドの受益証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の 5% 以下とします。

同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該

3. 収益分配方針

信託設定日から 2002 年 9 月 17 日(最初の計算期末)より前においては収益分配を行いません。2002 年 9 月 17 日以降、毎月決算を行い、毎計算期末(毎月 15 日。ただし、休業日の場合は翌営業日。)に原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

分配対象額の範囲は、経費控除後の配当等収益および売買損益(評価損益も含みます。)等の範囲内とします。

分配金額は、委託者が収益分配方針に従って、基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。ただし、基準価額水準、市場動向等によっては分配を行わないこともあります。

収益分配にあてず信託財産内に留保した利益については、特に制限を設けず、元本部分と同様に運用の基本方針に基づき運用を行います。

追加型証券投資信託
ゴールドマン・サックス毎月分配債券ファンド
(愛称 妖精物語)

信託約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第 1 条 この信託は、証券投資信託であり、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社を委託者とし、みずほ信託銀行株式会社を受託者とします。

この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法(大正 11 年法律第 62 号)の適用を受けます。

(信託事務の委託)

第 1 条の 2 受託者は、信託法第 26 条第 1 項に基づく信託事務の委任として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 1 条第 1 項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

(信託の目的および金額)

第 2 条 委託者は、金 5,000 億円¹を上限として、受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

第 3 条 委託者は、受託者と合意のうえ、金 5,000 億円を限度として信託金を追加することができます。

追加信託が行われたときは、受託者はその引受けを証する書面を委託者に交付します。

委託者は、受託者と合意のうえ、第 1 項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第 4 条 この信託の期間は、信託契約締結日から第 54 条第 7 項、第 55 条第 1 項、第 56 条第 1 項、第 57 条第 1 項または第 59 条第 2 項の規定による信託終了日または信託契約解約の日までとします。

(募集の方法、受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第 5 条 委託者は、この信託について、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 1 号に掲げる募集を行います。

¹ 50 億円に満たない場合は、委託者の裁量により設定を中止することがあります。

この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

(当初の受益者)

第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第7条 委託者は、第2条の規定による受益権については、5,000億口を上限とする口数²に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

前項の規定により受益権の再分割を行った場合には、委託者はその旨を遅滞なく受益者に対して公告します。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第8条 追加信託は、原則として毎営業日にこれを行うものとします。追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および第27条に規定する借入有価証券を除きます。)を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。))、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の円換算については、原則としてわが国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

第34条に規定する予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第10条 この信託の受益権は、2007年1月4日より、社債等の振替に関する法律(政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。)の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関(社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。)及び当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)

委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の2006年12月29日現在の全ての受益権(受益権につき、既に信託契約の一部解約が行われたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が2007年1月4日以降となるものを含まず。)を受益者を代理して2007年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預かりではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行うものとし、振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券(当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。)は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、委託者の指定する証券会社(委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業者を行う者をいいます。以下同じ。)および登録金融機関(委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。)に当該申請の手続きを委任することができます。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第11条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。
[削除]

(受益権の申込単位および価額等)

第12条 委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、毎営業日において1円以上1円単位もしくは1口以上1口単位または当該証券会社もしくは登録金融機関が別途定める単位をもって取得の申込みに応じることができるものとします。ただし、委託者の指定する証券会社または登録金融機関は、別に定めるゴールドマン・サックス毎月分配債券ファンド自動けいぞく投資約款(別の名称で同様の権利義務を規定する約款を含みます。)にしたがって契約(以下「別に定める契約」といいます。)を結んだ取得申込者については、1円(または当該証券会社もしくは登録金融機関が別途定める金額)以上1円単位をもって取得の申込みに応じることができるものとします。なお、英国証券取引所もしくはニューヨーク証券取引所の休業日またはロンドンの銀行もしくはニューヨークの銀行が休業日の場合は、追加信託の申込みを受付けないものとします。ただし、第51条第2項に規定する収益分配金の再投資にかかる追加信託金の申込みに限ってこれを受付けるものとします。

前項の取得申込者は委託者の指定する証券会社または登録金融機関に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、当該取得申込の代金(第3項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

第1項の場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、当該基準価額に1.50%を上限として委託者の指定する証券会社および登録金融機関が定める率を乗じて得た手数料ならびに当該手数料に対する消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。以下同じ。)に相当する金額を加算した価額とします。

第1項および前項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合は、1口の整数倍をもって取得の申込みに応じることができるものとします。その場合の受益権の価額は、原則として第46条に規定する各計

² 第2条の信託金を1口1円で計算した口数とします。

算期間終了日の基準価額とします。ただし、かかる取得申込のなされる委託者の指定する証券会社または登録金融機関が事前に委託者に対して書面で通知し、委託者がこれを書面により承諾した場合には、本項の適用はありません。

前各項の規定にかかわらず、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、証券取引所(金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号に規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号もしくは同項第 5 号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。)における取引の停止、外国為替取引の停止その他合理的な事情(コンピューターの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等)を含みます。)があると委託者が判断したときは、受益権の取得申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた取得申込みを取消することができます。

(受益権の譲渡に係る記載または記録)

第 13 条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益権の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとし

ます。
前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

委託者は、第 1 項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第 14 条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

第 15 条 [削除]

第 16 条 [削除]

第 17 条 [削除]

第 18 条 [削除]

(投資の対象とする資産の種類)

第 18 条の 2 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下同じ。)
 - 有価証券
 - デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第 2 条第 20 項に規定するものをいい、信託約款第 28 条、第 29 条および第 30 条に定めるものに限ります。)
 - 金銭債権
 - 約束手形(金融商品取引法第 2 条第 1 項第 15 号に掲げるものを除きます。)
- 次に掲げる特定資産以外の資産
 - 為替手形

(運用の指図範囲等)

第 19 条 委託者(第 22 条に規定する委託者から運用の指図に関する権限の委託を受けた者を含みます。以下関連する限度において同じ。)は、信託金を、主としてゴールドマン・サックス・グローバル・アグリゲート(除く日本)マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券および次の有価証券(金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

- 株券または新株引受権証券
- 国債証券
- 地方債証券
- 特別の法律により法人の発行する債券
- 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。))の新株引受権証券を除きます。)
- コマースル・ペーパー
- 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。))および新株予約権証券
- 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
- 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第 2 条第 1 項第 10 号で定めるものをいいます。)
- 投資証券または外国投資証券(金融商品取引法第 2 条第 1 項第 11 号で定めるものをいいます。)
- 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第 2 条第 1 項第 18 号で定めるものをいいます。)
- 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
- 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
- 抵当証券(金融商品取引法第 2 条第 1 項第 16 号で定めるものをいいます。)

なお、第 1 号の証券または証書、第 8 号の証券または証書のうち第 1 号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第 2 号から第 5 号までの証券および第 8 号の証券または証書のうち第 2 号から第 5 号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第 9 号の証券および第 10 号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

- 預金
- 指定金銭信託(金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- コール・ローン
- 手形割引市場において売買される手形
- 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第 2 条第 2 項第 1 号で定めるもの
- 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

第 1 項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

委託者は、信託財産に属する投資信託証券(マザーファンドの受益証券を除きます。))の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。

同一銘柄の債券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該債券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額は、信託財産の純資産総額の 100 分の 5 以下とします。ただし、国債、政府関係機関債(委託者またはその運用

の外部委託先が政府関係機関債と同等の信用度を有するとみなす債券を含みます。)および短期金融商品についてはかかる上限は適用されないものとします。

委託者は、信託財産に属する株式、新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する株式、新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。

前 3 項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券または株式、新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(信託財産相互間取引等)

第 20 条 委託者は、法令上認められる場合に限り、次に掲げる取引を行うことを受託者に指図することができます。

1. 信託財産と自ら運用を行う他の信託財産との間の取引
2. 信託財産と(i)委託者の利害関係人等である金融商品取引業者の営む投資助言業務に係る顧客または(ii)かかる金融商品取引業者が締結した投資一任契約に係る顧客との間の取引

(運用の基本方針)

第 21 条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

(運用の権限委託)

第 22 条 委託者は、運用の指図に関する権限を次の者に委託します。

商号： ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー
所在地： アメリカ合衆国ニューヨーク州ニューヨーク市
委託内容： 債券および通貨の運用

商号： ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル
所在地： 英国ロンドン市
委託内容： 債券および通貨の運用

前項の委託を受けた者が受ける報酬は、それぞれかかる者と委託者との間で別に定める取り決めに基づく金額が委託者から原則として毎月支払われるものとし、信託財産からの直接的な支弁は行いません。

第 1 項の規定にかかわらず、第 1 項により委託を受けた者が、法律に違反した場合、この信託約款の違反となる運用の指図に関する権限の行使をした場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合、その他の理由により必要と認められる場合には、委託者は、運用の指図に関する権限の委託を中止し、またはその委託内容を変更することができます。

(投資する株式等の範囲)

第 23 条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、証券取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目録見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

(同一銘柄の株式等への投資制限)

第 24 条 委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 3 を超えることとなる投資の指図をしません。

委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファ

ンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 3 を超えることとなる投資の指図をしません。

前 2 項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該株式または当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(信用取引の指図および範囲)

第 25 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引き渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

前項の信用取引の指図は、当該売付にかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内である場合においてできるものとします。

信託財産の一部解約等の事由により前項の売付にかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

(有価証券の空売りの指図および範囲)

第 26 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産において有さない有価証券または第 27 条の規定により借り入れた有価証券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、売り付けた有価証券の引き渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

前項の売付の指図は、当該売付にかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内である場合においてできるものとします。

信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付にかかる有価証券の時価の総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

(有価証券の借入れの指図および範囲)

第 27 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。

前項の指図は、当該借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内である場合においてできるものとします。

信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる有価証券の時価の総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた有価証券の一部を決済するための指図をするものとします。

第 1 項の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

(先物取引等の運用指図)

第 28 条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の証券取引所等における有価証券先物取引(金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。)、および有価証券オプション取引(金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。)、ならびに外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします(以下同じ。)

委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所等における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所等における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所等における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに

外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

(スワップ取引の運用指図)

第 29 条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第 4 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

委託者は、スワップ取引を行うにあたり必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

(金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図)

第 30 条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第 4 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

(同一銘柄の転換社債等への投資制限)

第 31 条 委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 3 を超えることとなる投資の指図をしません。

前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第 32 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債につき次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の 50%を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の 50%を超えないものとします。

前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第 33 条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約の運用指図)

第 34 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産に属する外貨建資産の額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額についての為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

第 1 項および第 2 項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価相当額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(保管業務の委任)

第 35 条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行うに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

保管費用は、受益者の負担とし、信託財産中より支弁します。

(有価証券等の保管)

第 36 条 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

受託者は、信託財産に属する抵当証券を、抵当証券業の規制等に関する法律関係法令等に基づき、財団法人抵当証券保管機構に預託し保管させることができます。

(混蔵寄託)

第 37 条 金融機関または証券会社(金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。)から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマースハルペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託できるものとします。

第 38 条 [削除]

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第 39 条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することができます。

前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。

動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。

(有価証券売却等の指図)

第40条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求および有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第41条 委託者は、前条の規定による一部解約の代金、売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第42条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、信託財産において一部解約金の支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができ、また法令上可能な限度において融資枠の設定を受けることを指図することができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までが5営業日以内である場合のその期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。

収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

借入金の利息および融資枠の設定に要する費用は信託財産中より支弁します。

(担保権設定にかかる確認の規定)

第43条 委託者は、信託財産の効率的な運用および運用の安定性をはかるため、信託財産における特定の資産につき、有価証券の借入れ、スワップ取引、金利先渡取引、為替先渡取引、為替予約取引、資金の借入れその他の取引により信託財産の負担する債務を担保するため、日本法または外国法に基づく担保権の設定(現金を預託して相殺権を与えることを含みます。)の指図をすることができ、また、これに伴い適用法上当該担保権の効力を発生させ、または対抗要件を具備するために必要となる契約の締結、登記、登録、引渡しその他一切の行為を行うことの指図をすることができます。

担保権の設定に要する費用は、受益者の負担とし、信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第44条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者等による資金の立替え)

第45条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、委託者、受託者または第三者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。ただし、前2項の立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託の計算期間)

第46条 この信託の計算期間は、毎月16日から翌月15日までとするを原則とします。なお、第1計算期間は2002年6月28日から2002年9月17日までとします。

前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日以降の営業日で該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(信託財産に関する報告)

第47条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務の諸費用)

第48条 信託事務の処理等に要する諸費用(監査費用、法律顧問・税務顧問への報酬、印刷費用、郵送費用、公告費用、格付費用、受益証券の管理事務に関連する費用、受益証券作成に関する費用等を含みます。)は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。信託財産に関する租税についても、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。信託事務の処理等に要する諸費用、信託財産に関する租税、受託者等の立替えた立替金の利息およびその他信託財産に関する費用(信託報酬および当該信託報酬に対する消費税等に相当する金額を除きます。)を、以下「諸経費」と総称します。

委託者は、前項に定める信託事務の処理等に要する諸費用の支払を信託財産のために行い、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。この場合委託者は、現に信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託者は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もった上で、実際の費用額にかかわらず固定率または固定金額にて信託財産からその支弁を受けることもできます。

前項において諸費用の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託者は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または中に、あらかじめ委託者が定めた範囲内での上限、固定率または固定金額を変更することができます。

第2項において諸費用の固定率または固定金額を定める場合、かかる諸費用の額は、第46条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計上されます。かかる諸費用は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

第1項に定める信託事務の処理等に要する諸費用は、マザーファンドに関連して生じた諸費用のうちマザーファンドにおいて負担せずかつ委託者の合理的判断によりこの信託に関連して生じたと認めるものを含みます。

(信託報酬の額および支弁の方法)

第49条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第46条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の105の率を乗じて得た額とします。

前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

第1項の信託報酬に対する消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配)

第50条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額(以下「配当等収益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に対する消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託

報酬に対する消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第 51 条

収益分配金は、毎計算期間の終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、委託者の指定する証券会社および登録金融機関を通じて、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する証券会社または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。なお、2007 年 1 月 4 日以降においても、第 52 条に規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えに委託者の指定する証券会社および登録金融機関を通じて受益者に支払います。

前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する証券会社および登録金融機関に交付されます。この場合、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込に応じるものとします。当該売付けにより増加した受益権は、第 10 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、受益者がその有する受益権の全部もしくは一部の口数について、あらかじめ計算期間を指定し、前項の収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申込を中止することを申し出た場合においては、前項の規定にかかわらず、当該受益権に帰属する収益分配金を当該計算期間終了の都度受益者に支払うことができます。

償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から委託者の指定する証券会社および登録金融機関を通じて、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する証券会社または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をすること引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに委託者の指定する証券会社および登録金融機関を通じて当該受益者に支払います。

一部解約金は、第 54 条第 1 項(同条第 5 項が適用される場合は同条第 6 項)に定める一部解約の実行の請求日から起算して、原則として 5 営業日目から委託者の指定する証券会社および登録金融機関を通じて当該受益者に支払います。

前各項に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する証券会社および登録金融機関の営業所等において行うものとします。本条に定める受益者への支払については、委託者は当該証券会社または登録金融機関に対する支払をもって免責されるものとします。かかる支払がなされた後は、当該収益分配金、償還金および一部解約金は、源泉徴収されるべき税額(および委託者が一定期間経過後当該

証券会社または登録金融機関より回収した金額があればその金額)を除き、受益者の計算に属する金銭となるものとします。

収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金(所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいいます。)は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算され、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。本項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

[削除]

[削除]

この信託約款の他の規定にかかわらず、万一委託者の指定する証券会社または登録金融機関が本条に定める受益者への支払を怠ったことにより委託者が損害を被った場合には、委託者に過失がない場合に限り、受託者の承諾を得て委託者は信託財産よりその損害の賠償を受けることができます。

(収益分配金および償還金の時効)

第 52 条

受益者が、収益分配金については前条第 1 項に規定する支払開始日から 5 年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第 4 項に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第 53 条

受託者は、収益分配金については第 51 条第 1 項に規定する支払開始日および第 51 条第 2 項に規定する交付開始前までに、償還金については第 51 条第 4 項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第 51 条第 5 項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(信託の一部解約)

第 54 条

受益者は、毎営業日において、自己に帰属する受益権につき、委託者に当該営業日の一部解約実行の請求日として、1 口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。ただし、英国証券取引所もしくはニューヨーク証券取引所またはロンドンの銀行もしくはニューヨークの銀行が休業日の場合は、一部解約の請求を受け付けられないものとします。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

第 1 項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。

2007 年 1 月 4 日以降の信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する証券会社または登録金融機関に対し、振替受益権をもって行うものとします。ただし、2007 年 1 月 4 日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、2007 年 1 月 4 日前に行われる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行うものとします。

委託者は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他合理的な事情(コンピューターの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等を含みます。)があるときは、第 1 項による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求を保留または取消することができます。

前項により一部解約の実行の請求の受付が中止され、またはすでに受け付けた一部解約の実行の請求が保留された場合に

は、受益者は当該受付中止または請求保留以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止または請求保留を解除した後の最初の基準価額の計算日を一部解約の実行の請求日として第3項の規定に準じて計算された価額とします。

委託者は、信託契約の一部を解約することにより、この信託にかかる受益権の総口数が50億口を下回るようになった場合には、受託者と協議のうえ、あらかじめ監督官庁に届け出ることにより、この信託契約を解約し、この信託を終了させることができます。

委託者は、前項の事項について、あらかじめ、これを公告し、かつ、知られたる受益者に対して書面を交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

第55条第3項から第6項までの規定は、前項の場合にこれを準用します。この場合において、第55条第4項中「第1項」とあるのは「第54条第7項」と読み替えます。

(質権口記載又は記録の受益権の取り扱い)

第54条の2 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託契約の解約)

第55条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。

委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

第3項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第56条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第60条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第57条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第60条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第58条 委託者は、投資信託委託会社の事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第59条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。この場合、委託者は第60条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

委託者が新受託者を選任できないときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

委託者は、受託者につき以下の事由が生じた場合、受益者の利益のため必要と認めるときは、法令に従い受託者を解任することができます。受託者の解任に伴う取扱いについては、前2項に定める受託者の辞任に伴う取扱いに準じます。

1. 支払の停止または破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始もしくは特別清算開始の申立があったとき。
2. 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
3. 受託者の財産について仮差押、保全差押または差押の命令、通知が発送されたとき。
4. 受託者が本信託約款上の重大な義務の履行を怠ったとき。
5. その他委託者の合理的な判断において、受託者の信用力が著しく低下し、委託者による信託財産の運用または受託者による信託財産の保管に支障をきたすと認められるとき。

本条に基づき受託者が辞任または解任されたまたは解任される場合において、委託者が本信託約款に定める受託者の義務を適切に履行する能力ある新受託者を選任することが不可能または困難であるときは、委託者は解任権を行使する義務も新受託者を選任する義務も負いません。委託者は、本条に基づく受託者の解任または新受託者の選任についての判断を誠実に行うよう努めるものとしますが、かかる判断の結果解任されなかった受託者または選任された新受託者が倒産等により本信託約款に定める受託者の義務を履行できなくなった場合には、委託者は、当該判断時において悪意であった場合を除き、これによって生じた損害について受益者に対し責任を負いません。

(信託約款の変更)

第60条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、または正当な理由があるときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。

委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第60条の2 第55条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第55条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、委託者の指定する証券会社または登録金融機関を

通じ、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

(公 告)

第 61 条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第 62 条 この信託約款の解釈について疑義が生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(附 則)

第 1 条 2006 年 12 月 29 日現在の信託約款第 10 条、第 11 条、第 13 条から第 18 条の規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。

第 2 条 第 30 条および第 43 条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日(以下「決済日」といいます。)における決済日から一定の期間を経過した日(以下「満期日」といいます。)までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率(以下「指標利率」といいます。)の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

第 3 条 第 30 条および第 43 条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引(同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。)のスワップ幅(当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。)を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 2002 年 6 月 28 日

委託者 ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

受託者 みずほ信託銀行株式会社

ゴールドマン・サックス毎月分配債券ファンド

(愛称：妖精物語)

追加型投信 / 海外 / 債券

請求目論見書

2009.3

本書は金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。
課税上は株式投資信託として取扱われます。

(注)「妖精物語」はゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社の登録商標です。

設定・運用は

創造的な資産運用。



ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント

1. この目論見書により行うゴールドマン・サックス毎月分配債券ファンド(以下「本ファンド」といいます。)の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により、有価証券届出書を平成20年9月12日に関東財務局長に提出しており、平成20年9月13日にその届出の効力が生じております。
2. 本ファンドは債券など値動きのある証券(外国証券には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金が保証されているものではありません。

投資信託は預金保険または保険契約者保護機構の対象ではありません。
投資信託は金融機関の預金と異なり、元本および利息の保証はありません。
投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客様が負うことになります。
銀行等の登録金融機関でご購入いただく投資信託は投資者保護基金の支払対象ではありません。

【金融商品の販売等に関する法律に係る重要事項】

本ファンドは、主に外貨建債券を投資対象としますので、金利変動等による組入債券の価格の下落や、組入債券の発行体の倒産や財務状況の悪化等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、為替の変動により損失を被ることがあります。

- (注1) 本書においてゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社を「委託会社」または「当社」ということがあります。また、委託会社の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関を「販売会社」といいます。
- (注2) 本書において投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号。その後の改正を含みます。)を「投資信託法」ということがあります。また、社債、株式等の振替に関する法律を「社振法」ということがあります。
- (注3) 本書において文中および表中の数字は四捨五入された数値として表示されている場合があり、したがって合計として表示された数字はかかる数値の総和と必ずしも一致するとは限りません。
- (注4) 本書においてゴールドマン・サックス毎月分配債券ファンドを「本ファンド」といいます。また、本ファンドおよび「ゴールドマン・サックス・グローバル・アグリゲート(除く日本)マザーファンド」(以下「マザーファンド」といいます。)を総称して「妖精物語」ということがあります。なお、文脈上別に解すべき場合を除き、「本ファンド」にマザーファンドも含むことがあります。

目 次

第 1	ファンドの沿革	1
第 2	手続等	1
1	申込(販売)手続等	1
2	換金(解約)手続等	2
第 3	管理及び運営	3
1	資産管理等の概要	3
2	受益者の権利等	5
第 4	ファンドの経理状況	7
1	財務諸表	7
2	ファンドの現況	15
第 5	設定及び解約の実績	15

第1 ファンドの沿革

本ファンドの信託設定日は2002年6月28日であり、同日より運用を開始しました。

マザーファンドの信託設定日は2002年6月28日であり、同日より運用を開始しました。

第2 手続等

1 申込（販売）手続等

(1) 受益権の取得申込者は、販売会社において取引口座を開設のうえ、お買付の申込みを行うものとします。お買付のお申込みは、販売会社所定の方法により、毎営業日^{*1}受付けます。毎営業日の午後3時（国内の金融商品取引所の半休日は午前11時）^{*2}までに、お買付のお申込みが行われかつ当該お申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の申込分とします。当日の受付終了後のお申込みについては、翌営業日のお取扱いとします。

*1 英国証券取引所もしくはニューヨーク証券取引所の休業日またはロンドンの銀行もしくはニューヨークの銀行の休業日（以下「ロンドンまたはニューヨークの休業日」といいます。）に該当する場合には、販売会社の営業日であっても、お買付のお申込みはお受けいたしません。なお、収益分配金の再投資に係る追加信託金のお申込みに限り、「ロンドンまたはニューヨークの休業日」においてもこれを受け付けるものとします。

*2 販売会社によっては午後3時（国内の金融商品取引所の半休日は午前11時）より前に受付を締め切ることがありますので、販売会社にご確認ください。

(2) 収益分配金の受取方法により、収益分配時に収益分配金を受取る「一般コース」、収益分配金が税金を差引かれた後自動的に無手数料で再投資される「自動けいぞく投資コース」がありますので、どちらかのコースをお選びいただくこととなります。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみのお取扱いとなる場合があります。一度お選びいただいたコースは途中で変更することはできません。

「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合、お買付に際して、本ファンドにかかる「自動けいぞく投資契約」（販売会社によっては名称が異なる場合もあります。）を当該販売会社との間で結んでいただきます。なお、販売会社によっては、自動けいぞく投資契約を結んだ場合であっても、収益分配金の受取りをご希望の方は再投資を中止することができます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(3) お買付価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額とします。また、お申込みには申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等相当額がかかります。ただし、自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。最新の基準価額は販売会社または下記の照会先で入手可能です。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

電話 : 03 (6437) 6000 (受付時間: 営業日の午前9時から午後5時まで)

ホームページ・アドレス : www.gsam.co.jp

また、原則として、日本経済新聞(朝刊)の「オープン基準価格」欄に、基準価額が掲載されます（略称：妖精物語）。

(4) お買付単位は以下のとおりとなります。

一般コース : 1円以上1円単位または1口以上1口単位
(または販売会社が別途定める単位)

自動けいぞく投資コース : 1円以上1円単位
(または販売会社が別途定める単位)

詳しくは販売会社にお問い合わせください。

(5) お買付代金はお申込みの販売会社にお支払いください。お買付代金の払込期日は販売会社によって異なります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

(6) 金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他合理的な事情（コンピューターの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等を含みます。）があると委託会社が判断したときは、販売会社は、受益権の取得申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた取得申込みを取消することがあります。

2 換金（解約）手続等

(1) ご換金のお申込みは毎営業日^{*1}受付けます。毎営業日の午後3時（国内の金融商品取引所の半休日は午前11時）^{*2}までに、ご換金のお申込みが行われかつ当該お申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の申込分とします。当日の受付終了後のお申込みについては、翌営業日のお取扱いとします。ご換金場所は販売会社の本・支店、営業所です。

*1 「ロンドンまたはニューヨークの休業日」を除きます。

*2 販売会社によっては午後3時（国内の金融商品取引所の半休日は午前11時）より前に受付を締め切ることがありますので、販売会社にご確認ください。

(2) ご換金は「解約請求制」により行うことができます。受益者は、委託会社に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。なお、販売会社によっては換金単位が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(3) 一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。手取額は、当該基準価額から、換金にかかる税金を差し引いた金額となります。

詳しくは、「投資信託説明書(交付目論見書)」の「ファンドの費用/税金について知りたい」をご覧ください。

(4) 本ファンドの基準価額は毎営業日算出されます。最新の基準価額は販売会社または下記の照会先で入手可能です。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

電話 : 03 (6437) 6000 (受付時間: 営業日の午前9時から午後5時まで)

ホームページ・アドレス: www.gsam.co.jp

また、原則として、日本経済新聞(朝刊)の「オープン基準価格」欄に、基準価額が掲載されます(略称: 妖精物語)。

(5) 一部解約代金は、受益者による一部解約の実行の請求日から起算して、原則として5営業日目から販売会社を通じて受益者に支払われます。

(6) 信託財産の資金管理を円滑に行うため、1顧客1日当たり3億円を超える大口のご換金は制限することがあります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(7) 委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他合理的な事情(コンピューターの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等を含みます。)があるときは、上記の一部解約の実行の請求の受付を中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求を保留または取消することができます。これにより一部解約の実行の請求の受付が中止され、またはすでに受付けた一部解約の実行の請求が保留された場合には、受益者は当該受付中止または請求保留以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止または請求保留を解除した後の最初の基準価額の計算日を一部解約の実行の請求日として上記に準じて計算された価額とします。

(8) 信託約款の変更を行う場合においてその内容の変更が重大な場合に、後記「第3 管理及び運営 1 資産管理等の概要 (5) その他 b. 約款変更」に定める期間内に異議を述べた受益者は、投資信託法の規定に定めるところにより、販売会社を通じ、受託銀行に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって公正な価額で買取るべき旨を請求することができます。後記「第3 管理及び運営 1 資産管理等の概要 (5) その他 a. 信託の終了」に規定する信託契約の解約を行う場合において、所定の期間内に異議を述べた受益者についても同様です。

第3 管理及び運営

1 資産管理等の概要

(1) 資産の評価

本ファンド1万口当たりの純資産総額(以下「基準価額」といいます。)は、本ファンドの信託財産の純資産総額をその時の受益権総口数で除して得た額の1万口当たりの額です。「信託財産の純資産総額」とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。)を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。なお、外貨建資産の円換算については、原則としてわが国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

本ファンドの基準価額は毎営業日算出されます。最新の基準価額は販売会社または下記の照会先で入手可能です。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

電話 : 03(6437)6000(受付時間:営業日の午前9時から午後5時まで)

ホームページ・アドレス: www.gsam.co.jp

また、原則として、日本経済新聞(朝刊)の「オープン基準価格」欄に、基準価額が掲載されます(略称:妖精物語)。年2回(毎月決算のうち、6月および12月)の決算時および償還時に、期中の運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書を作成し、販売会社を通じてお渡しいたします。

委託会社が設定・運用を行うファンドについては、通常、月次または週次で運用経過について記載したレポートが作成されています。最新のレポートは、販売会社または上記のホームページにおいて入手可能です。

(2) 保管

該当事項はありません。

(3) 信託期間

本ファンドの信託期間は2002年6月28日から開始し、期限はありません。ただし、下記「(5) その他 a. 信託の終了」の場合には、信託は終了します。

(4) 計算期間

本ファンドの計算期間は、毎月16日から翌月15日までとすることを原則とします。なお、第1計算期間は2002年6月28日から2002年9月17日までです。以上にかかわらず、この原則により各計算期間終了日に該当する日が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日以降の営業日で該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日までとします。

(5) その他

a. 信託の終了

(a) 受益権総口数の減少に伴う繰上償還

委託会社は、信託契約の一部を解約することにより、本ファンドの受益権の総口数が50億口を下回ることとなった場合には、受託銀行と協議のうえ、あらかじめ監督官庁に届け出ることにより、信託契約を解約し、本ファンドにかかる信託を終了させることができます。

委託会社は、かかる事項について、あらかじめ、これを公告し、かつ、知られたる受益者に対して書面を交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。繰上償還を行う場合は、下記(b)に定める受益者異議手続を準用します。

公告を行う場合は、日本経済新聞に掲載します。

(b) その他の事由による信託の終了

監督官庁の信託契約の解約の命令を受けたとき、委託会社の登録取消、解散、業務廃止のとき(ただし監督官庁が信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、信託は、下記b.に記載する受益者の異議により約款変更ができない場合を除き、当該投資信託委託会社と受託銀行との間において存続します。)、受託銀行が信託業務を営む銀行でなくなったとき(ただし他の信託銀行が受託者の業務を引き継ぐときを除きます。)、受託銀行の辞任または解任に際し委託会社が新受託者を選任できないときは(新受託者の選任を行う場合は、下記b.に定める手続を準用し

ます。) 委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。なお、受託銀行は、委託会社の承諾を受けて受託者の任務を辞任することができます。受託銀行が受託者を辞任したときは、委託会社は新受託者を選任します。また、委託会社は信託約款に定める場合には、法令に従い受託銀行を解任することができます。

また、委託会社は、信託期間中において、信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託銀行と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。委託会社は、かかる事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面を信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。かかる公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1か月を下らないものとします。かかる一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、信託契約の解約をしません。委託会社は、信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。以上は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、一定の期間が1か月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

公告を行う場合は、日本経済新聞に掲載します。

b. 約款変更

委託会社は、監督官庁の命令があったとき、受益者の利益のため必要と認めるとき、または正当な理由があるときは、受託銀行と合意のうえ、信託約款を変更することができます。あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

委託会社は、変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。かかる公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1か月を下らないものとします。当該一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、信託約款の変更をしません。

委託会社は、信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

公告を行う場合は、日本経済新聞に掲載します。

c. その他の契約の変更

(a) 募集・販売契約

委託会社と販売会社との間の募集・販売契約は、当事者の別段の意思表示のない限り、1年ごとに自動的に更新されます。募集・販売契約は、当事者間の合意により変更することができます。その終了または変更は、必要に応じて運用報告書に記載する等の方法により受益者に対し通知を行う手配をしますが、必ずしもただちに受益者全員にこれを知らせるものではありません。

(b) 投資顧問契約

委託会社と各投資顧問会社（GSAMニューヨークおよびGSAMロンドン）との間の基本会社間投資顧問契約（以下「投資顧問契約」といいます。）には期限の定めがありません。投資顧問契約は、当事者間の合意により変更することができます。投資顧問会社が法律に違反した場合、信託約款の違反となる運用の指図に関する権限の行使をした場合、本ファンドに重大な損失を生ぜしめた場合、その他の理由により必要と認められる場合には、委託会社は、運用の指図に関する権限の委託を中止し、または本ファンドに関する投資顧問契約上のサービスの中止または変更を投資顧問会社に対して求めることができます。投資顧問契約の終了または変更は、その内容が重大なものについて、あらかじめ、これを公告し、かつ、知られたる受益者に対して書面を交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交

付したときは、原則として、公告を行いません。

公告を行う場合は、日本経済新聞に記載します。

d．反対者の買取請求権

上記 a．に規定する信託契約の解約または上記 b．に規定する信託約款の変更を行う場合において、上記 a．または上記 b．の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、販売会社を通じ、受託銀行に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって公正な価額で買取るべき旨を請求することができます。

e．委託会社の事業の譲渡および継承に伴う取扱い

委託会社は、投資信託委託会社の事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、信託契約に関する事業を承継させることがあります。

f．保管業務の委任等

受託銀行は、委託会社と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行うに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

保管費用は、受益者の負担とし、信託財産中より支弁します。

g．有価証券等の保管

受託銀行は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

受託銀行は、信託財産に属する抵当証券を、抵当証券業の規制等に関する法律関係法令等に基づき、財団法人抵当証券保管機構に預託し保管させることができます。

h．混蔵寄託

金融機関または証券会社（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本 h．において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託できるものとします。

i．信託財産の登記等および記載等の留保等

信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託銀行が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

上記ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託会社または受託銀行が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託銀行が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

j．有価証券売却等の指図

委託会社は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求および有価証券の売却等の指図ができます。

k．再投資の指図

委託会社は、上記の一部解約の代金、売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

2 受益者の権利等

(1) 収益分配金の受領権に関する内容および権利行使の手続

収益分配金は、原則として本ファンドの毎計算期間の終了日から起算して5営業日までに販売会社を通じて毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者への支払いを開始

します。

上記にかかわらず、自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託銀行が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、自動けいぞく投資契約に基づき、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込に応じるものとします。当該取得申込みにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

販売会社は、受益者が自己に帰属する受益権の全部もしくは一部の口数について、あらかじめ計算期間を指定し、上記の収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申込を中止することを申し出た場合においては、上記にかかわらず、当該受益権に帰属する収益分配金を当該計算期間終了のつど受益者に支払うことができます。

受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託銀行から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(2) 償還金の受領権に関する内容および権利行使の手続

償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、原則として信託終了日から起算して5営業日までに販売会社を通じて信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者への支払いを開始します。

受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託銀行から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(3) 一部解約金の受領権に関する内容および権利行使の手続

一部解約金の受領権に関する内容および権利行使の手続については、前記「第2 手続等 2 換金（解約）手続等」をご覧ください。

一部解約金は、受益者による一部解約の実行の請求日から起算して、原則として5営業日目から販売会社を通じて受益者に支払います。

(4) 収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託銀行の免責

受託銀行は、収益分配金については支払開始日（一般コースの場合）および交付開始前（自動けいぞく投資コースの場合）までに、償還金については支払開始日までに、一部解約金については支払日までに、その全額を委託会社の指定する預金口座等に払い込みます。

受託銀行は、上記により委託会社の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(5) 委託会社の免責

収益分配金、償還金および一部解約金の受益者への支払いについては、当該販売会社に対する支払いをもって委託会社は免責されるものとします。かかる支払いがなされた後は、当該収益分配金、償還金および一部解約金は、源泉徴収されるべき税額（および委託会社が一定期間経過後販売会社より回収した金額があればその金額）を除き、受益者の計算に属する金銭となります。

販売会社が収益分配金、償還金および一部解約金の受益者への支払いを怠ったことにより委託会社が損害を被った場合には、委託会社に過失がない場合に限り、受託銀行の承諾を得て委託会社は信託財産よりその損害の賠償を受けることができます。

(6) 換金（解約）手続等

前記「第2 手続等 2 換金（解約）手続等」をご覧ください。

第4 ファンドの経理状況

- (1) 本ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総務府令第133号)に基づき作成しております。
なお、財務諸表に掲載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 本ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
- (3) 本ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前特定期間(2007年12月18日から2008年6月16日まで)及び当特定期間(2008年6月17日から2008年12月15日まで)の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

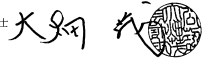
平成21年1月21日

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 大野 丸

業務執行社員



当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているゴールドマン・サックス毎月分配債券ファンドの平成20年6月17日から平成20年12月15日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ゴールドマン・サックス毎月分配債券ファンドの平成20年12月15日現在の信託財産の状況及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

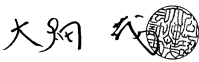
平成20年7月23日

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

代表社員 公認会計士 大野 丸

業務執行社員



当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているゴールドマン・サックス毎月分配債券ファンドの平成19年12月18日から平成20年6月16日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ゴールドマン・サックス毎月分配債券ファンドの平成20年6月16日現在の信託財産の状況及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1 財務諸表

ゴールドマン・サックス毎月分配債券ファンド

(1) 貸借対照表

区分	注記番号	前期 (2008年6月16日現在)	当期 (2008年12月15日現在)
		金額(円)	金額(円)
資産の部			
流動資産			
親投資信託受益証券		280,547,290,950	203,362,446,943
未収入金		161,016,282	114,421,257
流動資産合計		280,708,307,232	203,476,868,200
資産合計		280,708,307,232	203,476,868,200
負債の部			
流動負債			
未払収益分配金		1,200,252,024	1,158,118,754
未払解約金		161,016,282	114,421,257
未払委託者報酬		12,802,026	8,265,361
未払委託者報酬		256,040,523	165,307,222
その他未払費用		2,432,377	1,504,287
流動負債合計		1,632,543,232	1,447,616,881
負債合計		1,632,543,232	1,447,616,881
純資産の部			
元本等			
元本		266,722,672,047	257,359,723,160
剰余金			
期末剰余金又は期末欠損金(△)		12,353,091,953	△55,330,471,841
(分配準備償立金)		21,143,463,927	18,422,093,607
元本等合計		279,075,764,000	202,029,251,319
純資産合計		279,075,764,000	202,029,251,319
負債純資産合計		280,708,307,232	203,476,868,200

ゴールドマン・サックス毎月分配債券ファンド

(デリバティブ取引等に関する注記)

I 取引の状況に関する事項

Table comparing trading status for 2007 and 2008, detailing content, strategies, and purposes of trades.

II 取引の時価等に関する事項

(1) 債券関連

Table of bond-related trading data for 2008, including contract amounts, prices, and market values.

(2) 通貨関連

Detailed table of currency-related trading data, listing various instruments like swaps and bonds with their market values.

(3) 金利関連

Summary table of interest-related trading data for 2008, showing contract amounts and market values.

(注) 時価の算定方法

・先物取引

- List of points regarding the valuation of futures trades, including contract amounts and calculation methods.

・為替予約取引

- List of points regarding the valuation of currency swap trades, including calculation methods and market values.

(関連当事者との取引に関する注記)

Table detailing transactions with related parties, including the name of the counterparty and the nature of the transaction.

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針

Text explaining the decision-making process for trading conditions and the selection of counterparties based on internal guidelines.

(1口当たり情報)

Table providing net asset value information per unit for 2008.

(重要な後発事象に関する注記)

Statement indicating that there are no significant subsequent events.

ゴールドマン・サックス毎月分配債券ファンド

(注) 1. 通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。
 2. 合計金額欄の()内は、外貨建資産証券に係るもので、内書きであります。
 3. 外貨建資産証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券時価比率	合計金額に対する比率
米ドル	国債証券 15銘柄	13.9%	54.9%
	地方債証券 3銘柄	0.8%	
	特殊債券 399銘柄	58.1%	
	社債券 124銘柄	33.1%	
	売付債券 4銘柄	△5.9%	
カナダドル	国債証券 4銘柄	100.0%	2.6%
ユーロ	国債証券 17銘柄	48.1%	34.3%
	特殊債券 7銘柄	8.9%	
	社債券 69銘柄	43.0%	
	社債券 7銘柄	19.6%	
英ポンド	国債証券 4銘柄	44.7%	6.5%
	特殊債券 4銘柄	35.7%	
	社債券 7銘柄	19.6%	
スウェーデンクローナ	国債証券 1銘柄	100.0%	0.3%
デンマーククローネ	国債証券 2銘柄	100.0%	0.4%
ポーランドズロチ	国債証券 1銘柄	100.0%	0.4%
オーストラリアドル	社債券 1銘柄	100.0%	0.6%

② デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
 「(2) 注記表 (デリバティブ取引等に関する注記)」の「II 取引の時価等に関する事項」に記載されております。

2 ファンドの現況

純資産額計算書

(2008年12月30日現在)

I 資産総額	209,307,889,247円
II 負債総額	94,254,516円
III 純資産総額 (I - II)	209,213,634,731円
IV 発行済口数	256,476,436,616口
V 1口当たり純資産額 (III / IV)	0.8157円

参考情報

<ゴールドマン・サックス・グローバル・アグリゲート (除く日本) マザーファンド>

純資産額計算書

(2008年12月30日現在)

I 資産総額	230,170,921,806円
II 負債総額	3,949,982,928円
III 純資産総額 (I - II)	226,220,938,878円
IV 発行済口数	194,940,987,111口
V 1口当たり純資産額 (III / IV)	1.1605円

第5 設定及び解約の実績

下記計算期間中の設定及び解約の実績ならびに当該計算期末の発行済み口数は次の通りです。

期	計算期間	設定口数 (口)	解約口数 (口)	発行済み口数 (口)
第1期	自 2002年6月28日 至 2002年9月17日	15,115,055,196 (0)	59,691,587 (0)	15,055,363,609 (0)
第2期	自 2002年9月18日 至 2002年10月15日	3,544,388,808 (0)	357,443,743 (0)	18,242,308,674 (0)
第3期	自 2002年10月16日 至 2002年11月15日	3,568,504,890 (0)	211,957,065 (0)	21,598,856,499 (0)
第4期	自 2002年11月16日 至 2002年12月16日	4,869,959,299 (0)	260,101,276 (0)	26,208,714,522 (0)
第5期	自 2002年12月17日 至 2003年1月15日	3,944,418,966 (0)	114,952,949 (0)	30,038,180,539 (0)
第6期	自 2003年1月16日 至 2003年2月17日	4,436,453,766 (0)	573,910,552 (0)	33,900,723,753 (0)
第7期	自 2003年2月18日 至 2003年3月17日	4,427,061,189 (0)	743,133,958 (0)	37,584,650,984 (0)
第8期	自 2003年3月18日 至 2003年4月15日	4,464,952,580 (0)	207,392,446 (0)	41,842,211,118 (0)
第9期	自 2003年4月16日 至 2003年5月15日	4,466,429,218 (0)	608,435,071 (0)	45,700,205,265 (0)
第10期	自 2003年5月16日 至 2003年6月16日	4,565,537,919 (0)	1,979,408,633 (0)	48,286,334,551 (0)
第11期	自 2003年6月17日 至 2003年7月15日	20,889,656,127 (0)	1,033,283,608 (0)	68,142,707,070 (0)
第12期	自 2003年7月16日 至 2003年8月15日	14,116,826,146 (0)	575,683,337 (0)	81,683,849,879 (0)
第13期	自 2003年8月16日 至 2003年9月16日	11,365,424,991 (0)	768,916,186 (0)	92,280,358,684 (0)
第14期	自 2003年9月17日 至 2003年10月15日	10,394,975,595 (0)	433,099,967 (0)	102,242,234,312 (0)
第15期	自 2003年10月16日 至 2003年11月17日	9,394,764,389 (0)	510,524,261 (0)	111,126,474,440 (0)
第16期	自 2003年11月18日 至 2003年12月15日	9,030,129,419 (0)	369,715,947 (0)	119,786,887,912 (0)
第17期	自 2003年12月16日 至 2004年1月15日	8,622,348,000 (0)	430,706,069 (0)	127,978,529,843 (0)
第18期	自 2004年1月16日 至 2004年2月16日	10,135,805,004 (0)	672,491,731 (0)	137,441,843,116 (0)
第19期	自 2004年2月17日 至 2004年3月15日	7,852,676,955 (0)	1,814,195,103 (0)	143,480,324,968 (0)
第20期	自 2004年3月16日 至 2004年4月15日	12,062,190,818 (0)	1,217,302,702 (0)	154,325,213,084 (0)
第21期	自 2004年4月16日 至 2004年5月17日	8,998,186,187 (0)	653,229,920 (0)	162,670,169,351 (0)

期	計算期間	設定口数 (口)	解約口数 (口)	発行済み口数 (口)
第22期	自 2004年5月18日 至 2004年6月15日	8,542,934,590 (0)	1,120,737,524 (0)	170,092,366,417 (0)
第23期	自 2004年6月16日 至 2004年7月15日	10,626,268,410 (0)	739,177,127 (0)	179,979,457,700 (0)
第24期	自 2004年7月16日 至 2004年8月16日	8,543,991,450 (0)	1,719,679,835 (0)	186,803,769,315 (0)
第25期	自 2004年8月17日 至 2004年9月15日	7,630,813,527 (0)	2,394,049,313 (0)	192,040,533,529 (0)
第26期	自 2004年9月16日 至 2004年10月15日	5,720,770,349 (0)	3,650,436,522 (0)	194,110,867,356 (0)
第27期	自 2004年10月16日 至 2004年11月15日	4,712,243,705 (0)	1,161,546,578 (0)	197,661,564,483 (0)
第28期	自 2004年11月16日 至 2004年12月15日	7,695,166,312 (0)	1,137,189,011 (0)	204,219,541,784 (0)
第29期	自 2004年12月16日 至 2005年1月17日	5,864,998,581 (0)	1,076,224,531 (0)	209,008,315,834 (0)
第30期	自 2005年1月18日 至 2005年2月15日	9,683,176,434 (0)	572,484,774 (0)	218,119,007,494 (0)
第31期	自 2005年2月16日 至 2005年3月15日	8,996,665,405 (0)	1,391,581,512 (0)	225,724,091,387 (0)
第32期	自 2005年3月16日 至 2005年4月15日	13,801,136,509 (0)	1,876,710,444 (0)	237,648,517,452 (0)
第33期	自 2005年4月16日 至 2005年5月16日	8,657,864,713 (0)	1,007,621,750 (0)	245,298,760,415 (0)
第34期	自 2005年5月17日 至 2005年6月15日	8,873,005,196 (0)	1,203,199,682 (0)	252,968,565,929 (0)
第35期	自 2005年6月16日 至 2005年7月15日	7,073,763,228 (0)	2,950,040,700 (0)	257,092,288,457 (0)
第36期	自 2005年7月16日 至 2005年8月15日	4,894,819,980 (0)	3,577,978,272 (0)	258,409,130,165 (0)
第37期	自 2005年8月16日 至 2005年9月15日	7,397,200,440 (0)	2,599,304,155 (0)	263,207,026,450 (0)
第38期	自 2005年9月16日 至 2005年10月17日	8,100,537,806 (0)	3,184,237,958 (0)	268,123,326,298 (0)
第39期	自 2005年10月18日 至 2005年11月15日	3,867,901,653 (0)	4,916,958,126 (0)	267,074,269,825 (0)
第40期	自 2005年11月16日 至 2005年12月15日	4,071,331,051 (0)	7,797,899,152 (0)	263,347,701,724 (0)
第41期	自 2005年12月16日 至 2006年1月16日	4,677,241,777 (0)	3,205,547,416 (0)	264,819,396,085 (0)
第42期	自 2006年1月17日 至 2006年2月15日	4,396,382,225 (0)	2,827,677,862 (0)	266,388,100,448 (0)
第43期	自 2006年2月16日 至 2006年3月15日	3,743,229,131 (0)	2,777,373,040 (0)	267,353,956,539 (0)

ゴールドマン・サックス毎月分配債券ファンド

期	計算期間	設定口数(口)	解約口数(口)	発行済み口数(口)
第44期	自 2006年3月16日 至 2006年4月17日	5,043,719,416 (0)	2,242,157,413 (0)	270,155,518,542 (0)
第45期	自 2006年4月18日 至 2006年5月15日	3,336,318,901 (0)	2,009,463,014 (0)	271,482,374,429 (0)
第46期	自 2006年5月16日 至 2006年6月15日	4,270,634,264 (0)	2,171,160,741 (0)	273,581,847,952 (0)
第47期	自 2006年6月16日 至 2006年7月18日	4,659,786,764 (0)	1,789,283,689 (0)	276,452,351,027 (0)
第48期	自 2006年7月19日 至 2006年8月15日	4,041,337,385 (0)	2,012,561,938 (0)	278,481,126,474 (0)
第49期	自 2006年8月16日 至 2006年9月15日	3,218,408,666 (0)	3,058,419,263 (0)	278,641,115,877 (0)
第50期	自 2006年9月16日 至 2006年10月16日	3,540,732,453 (0)	3,504,489,048 (0)	278,677,359,282 (0)
第51期	自 2006年10月17日 至 2006年11月15日	3,136,435,097 (0)	3,110,659,705 (0)	278,703,134,674 (0)
第52期	自 2006年11月16日 至 2006年12月15日	3,541,912,091 (0)	3,216,985,505 (0)	279,028,061,260 (0)
第53期	自 2006年12月16日 至 2007年1月15日	2,483,923,085 (0)	2,934,669,354 (0)	278,577,314,991 (0)
第54期	自 2007年1月16日 至 2007年2月15日	2,048,677,483 (0)	5,340,404,267 (0)	275,285,588,207 (0)
第55期	自 2007年2月16日 至 2007年3月15日	2,315,390,780 (0)	3,453,003,871 (0)	274,147,975,116 (0)
第56期	自 2007年3月16日 至 2007年4月16日	2,388,402,779 (0)	2,805,005,206 (0)	273,731,372,689 (0)
第57期	自 2007年4月17日 至 2007年5月15日	1,321,181,993 (0)	2,458,170,632 (0)	272,594,384,050 (0)
第58期	自 2007年5月16日 至 2007年6月15日	2,351,571,357 (0)	2,448,349,700 (0)	272,497,605,707 (0)
第59期	自 2007年6月16日 至 2007年7月17日	1,226,709,996 (0)	2,523,959,050 (0)	271,200,356,653 (0)
第60期	自 2007年7月18日 至 2007年8月15日	1,131,288,753 (0)	3,016,573,872 (0)	269,315,071,534 (0)
第61期	自 2007年8月16日 至 2007年9月18日	1,801,602,261 (0)	1,762,253,069 (0)	269,354,420,726 (0)
第62期	自 2007年9月19日 至 2007年10月15日	1,222,852,064 (0)	1,301,697,816 (0)	269,275,574,974 (0)
第63期	自 2007年10月16日 至 2007年11月15日	1,401,504,523 (0)	1,678,706,896 (0)	268,998,372,601 (0)
第64期	自 2007年11月16日 至 2007年12月17日	1,643,315,677 (0)	3,729,255,801 (0)	266,912,432,477 (0)
第65期	自 2007年12月18日 至 2008年1月15日	1,199,360,124 (0)	922,487,149 (0)	267,189,305,452 (0)

期	計算期間	設定口数(口)	解約口数(口)	発行済み口数(口)
第66期	自 2008年1月16日 至 2008年2月15日	1,360,378,350 (0)	2,355,280,337 (0)	266,194,403,465 (0)
第67期	自 2008年2月16日 至 2008年3月17日	1,334,504,291 (0)	1,973,064,652 (0)	265,555,843,104 (0)
第68期	自 2008年3月18日 至 2008年4月15日	1,676,026,064 (0)	1,690,282,735 (0)	265,541,586,433 (0)
第69期	自 2008年4月16日 至 2008年5月15日	1,558,037,714 (0)	1,349,353,094 (0)	265,750,271,053 (0)
第70期	自 2008年5月16日 至 2008年6月16日	2,329,596,902 (0)	1,357,195,908 (0)	266,722,672,047 (0)
第71期	自 2008年6月17日 至 2008年7月15日	1,437,870,469 (0)	1,401,105,696 (0)	266,759,436,820 (0)
第72期	自 2008年7月16日 至 2008年8月15日	1,007,526,349 (0)	1,941,115,494 (0)	265,825,847,675 (0)
第73期	自 2008年8月16日 至 2008年9月16日	1,096,373,443 (0)	1,620,326,622 (0)	265,301,894,496 (0)
第74期	自 2008年9月17日 至 2008年10月15日	851,894,856 (0)	6,028,933,398 (0)	260,124,855,954 (0)
第75期	自 2008年10月16日 至 2008年11月17日	858,771,895 (0)	2,407,390,404 (0)	258,576,237,445 (0)
第76期	自 2008年11月18日 至 2008年12月15日	551,928,001 (0)	1,768,442,286 (0)	257,359,723,160 (0)

(注1) ()内の数字は本邦外における設定、解約及び発行済み口数です。

(注2) 設定口数には当初募集期間中の設定口数を含みます。

愛称

妖精物語